

ア) 那覇市 NPO 活動支援センター

指定管理者：おきなわ共育ファンド

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市牧志3丁目2番10号
所管課	市民文化部 まちづくり協働推進課
供用開始年月	平成17年4月1日
設置目的	市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動の支援
設置根拠条例	那覇市NPO活動支援センター条例
主な施設種類	会議室・事務用ブース
敷地面積 (公有財産表)	ビル内の会議室・事務所のみであり、管理運営の対象敷地は無い
延床面積 (公有財産表)	179.53㎡
施設取得費	「那覇市ぶんかテンプス館」全体で1,561,404,000円
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	年末年始(12/29～1/3)
利用料金等	機材貸出・インキュベートブースの利用に料金制を採用している。
施設の特徴	那覇市の中心商業地に立地し、ビル内に多目的小規模ホール・音楽芸能レッスンルームを設置する複合施設の一角に存する。

・指定管理者の概要

指定管理者名	NPO おきなわ共育ファンド
代表者名(市との関係)	田中 美幸
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
設立目的(定款・寄付行為等)	本団体は子育て中の親、または妊娠中の女性に対して育児・交流・就労・両立支援に関する事業を行い、育児中の母親同士の交流する機会と場所を提供し、育児・家事・仕事の両立を図り、自己実現できることを目的とする。

設立年月	平成20年8月
事業内容	就労・生活・育児・交流に関する相談ジョブトレーニングなど各種サポート。
指定管理業務の内容	「那覇市NPO活動支援センター」の管理運営
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	「那覇市NPO活動支援センター」の管理運営
指定管理者制度の導入効果	NPO活動に関する専門性を活かした相談・講座開催等・各種支援により、利用者より好評を得ている。
平成24年度指定管理料	14,720,000円
利用料金制の採用の有無	機材貸出・インキュベートブースの利用に料金制を採用している。
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
理事(内、市関係者)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)	3(0)
監事(内、市関係者)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)
合計(内、市関係者)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)

(※市関係者は市退職者も含む、以下、他の施設も同様)

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
正規職員数(内、市職員数)	3(0)	3(0)	4(0)	5(0)	4(0)
非正規職員数(内、市職員数)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)	4(0)

(※市職員数は市退職者を含む、以下、他の施設も同様)

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

那覇市NPO活動支援センター(以下、「NPO活動センター」という。)は、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため」(那覇市NPO活動支援センター条例(以下、「条例」という。)第1条)、那覇市牧志の施設「ぶんかテンプス館」3階に設置されている。

平成17年4月1日に供用開始しており、延床面積179.53㎡で、会議室・事務用ブースを有している。

(2) 指定管理者制度導入について

NPO活動センターにおいては、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの多様化、各分野のニーズに寄与する人材育成の必要性を踏まえ、市民活動の拠点施設として、また民間非営利活動団体の自立的活動を支援するため、より質の高いサービスを提供することを目的として、平成17年度より指定管理者が置くこととされた。

指定管理者は、①NPOの活動基盤の強化及びNPOの自立を促進すること、②NPO・企業・行政とのパートナーシップを図り協働によるまちづくりを推進すること、という基本理念に基づいて管理運営を行うこととされる。

当初は指定期間3年間とされていたが、平成23年度より指定期間は5年間とされた。

平成23年度からは、NPOおきなわ共有ファンド（以下、「おきなわ共有ファンド」という。）が指定管理者とされている。おきなわ共有ファンドは、子育て中の親、または妊娠中の女性に対して、育児・交流・就労・両立支援に関する事業を行い、育児中の母親同士の交流する機会と場所を提供し、育児・家事・仕事の両立を図り、自己実現することができることを目的として平成20年8月に設立された団体である。

平成24年度の指定管理料は、1,472万円である。

【意見】

NPO活動センターは、民間非営利団体、企業の社会貢献活動推進、市民活動等を支援することを目的とされた施設であることから、NPO活動や社会貢献活動に精通した民間団体（特にNPO）が管理運営することで、NPO活動に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、2団体からの応募があり、それぞれからプレゼンテーションが行われ、適正な競争が行われた上で選定されたことは、評価できる。

(3) 事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第4条）。

- (1) 民間非営利団体への資金の援助に関すること
- (2) 社会貢献活動推進のための施設及び設備の提供
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 協働型まちづくりのための研修機会の提供並びに調査及び研究

(5)企業の社会貢献活動推進のための事業

(6)その他センターの設置目的を達成するために必要と認める事業

平成24年度那覇市NPO活動センター事業報告書(以下、「事業報告書」という。)によると、おきなわ共有ファンドによるNPO活動センターの業務内容は、①NPO・市民活動拠点「コミュニティカフェ」の運営管理、②コピー機、複合機等の利用及びプレゼンテーション機器等の貸出業務、③NPO・市民活動に係る相談業務、④NPOを対象としたインキュベーションスペースの運営管理、⑤会議室の運営管理、⑥インターンシップによる人材育成、⑦市民活動にかかるファンドレイジング調査・実証である。

平成24年度の施設利用者総数は10,976名、月毎利用者平均は914名である。利用内容の内訳は、相談／団体問合せ・会議室・印刷／貸出機材、情報案内、インキュベート、その他利用である。利用目的別でみると会議室利用が5,198名と最も多く、次いで1,591名の印刷機等の施設利用、951名の相談／問合せの順となっている。

【意見】

(1) NPO活動センターの設置目的は、「市民の自主的で営利を目的としない社会貢献活動を支援するため」であり、上記各事業は、目的達成のために必要な事業と認められ、事業は妥当なものといえる。

ただ、「(1)民間非営利団体への資金の援助に関すること。」については、資金援助に関するどのようなことを事業とするのか、条例の文言上、事業内容が不明確である。この点、NPO活動センター指定管理者募集要項には、指定管理者の業務内容として、上記(2)ないし(6)については、上記の文言がそのまま記載されているが、(1)については、「那覇市NPO活動支援基金助成事業に関すること（審査会の準備及び公開審査会の運営全般に関する事務）」と記載されている。募集要項に記載されていること（審査会の準備及び公開審査会の運営全般に関する事務）が資金援助に関する具体的事業内容だと思われることから、このことを条例上に明記してもよからう。

また、おきなわ共有ファンドは、NPO活動センターにおいて、「NPO・市民活動に係る相談業務」やNPOに係る講座を中心業務の一つとして行っており、このような相談、講座を実施することは、まさに社会貢献活動（特にNPO設立）の支援の中心事業である。しかるに、このようなNPOに関する相談や講座の実施については、条例上の事業(3)の「市民活動に関する情報の収集及び提供」に含まれると考えざるを得ないことから、やや不自然である。そこで、NPO・市民活動に関する相談事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきであろう。

- (2) 条例上明記されている上記各事業のうち、(1)ないし(3)については、おきなわ共有ファンドによるNPO活動センターの業務内容に含まれ、事業が遂行されていると思われる。

ところが、(4)及び(5)については、事業が遂行されていない、もしくは、されていたとしても不十分だと言わざるを得ない。

この点、おきなわ共有ファンドは、事業計画書においては、(4)については、コミュニティビジネスに関連する講座を行い、協働事業の調査研究を行って行政との連携、情報共有及び運営について提言・協議を行っていくこととされている。しかし、平成24年度の事業実績（講座一覧）を見るに、コミュニティビジネスに関連する講座が行われていないように思われる。また、協働事業に関する調査研究や行政との連携や提言・協議が行われたこともうかがえない。その他、協働型まちづくりのための研修機会の提供、調査、研究が行われた形跡がうかがえない。

また、おきなわ共有ファンドは、事業計画書においては、(5)については、企業に対する協働型まちづくりの研修会を設けることや、自主事業への企業の積極的な参加を促すこととされる。しかし、平成24年度においては企業のためのNPO研修は未実施である。自主事業に企業がどの程度参加したのかも明らかでない。そもそも、企業の社会貢献活動推進のための何らかの「事業」が行われていないものと思われる。

このように、条例上明記されている上記各事業のうち、(4)及び(5)については、事業が遂行されていない、もしくは、されていたとしても不十分だと言わざるを得ない。条例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。

- (3) 本施設には、上記のとおり利用件数があるので、かかる件数は、事業(2)の「社会貢献活動推進のための施設及び設備の提供」の実績を表すものといえる。そして、かかる実績は、1日30名以上の利用があり、それなりの利用者がいるものとして評価できる。

ただ、会議室の利用人数は、利用する市民団体の構成員数によって増減があるから、利用実績を図る上では、利用人数よりも利用件数の方が参考になる。会議室の利用の実績を集積するのであれば、利用人数のみならず、利用件数も集計すべきであろう。

また、NPO設立や運営を支援することが業務内容の中心の一つになっているのであるから、インキュベーションスペースの利用などによるNPO活動センターの支援によって設立まで至った件数やその具体的内容、運営改善事例の紹介など、具体的に報告すべきであろう。

(4) 利用時間や利用料金について

条例上、施設の開館時間は、午前9時から午後10時、休館日は、年末年始（12月29日から1月3日）とされる（条例第5条1項及び2項）。

また、条例上、利用料金は、会議室は、冷房装置を利用しない場合1時間20円、冷房装置を利用する場合1時間70円、事務用ブース（1ブース）は1月4,000円の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めることとされる（条例第11条2項）。

【意見】

(1) 利用時間について

条例上の利用時間は、上記のとおりであり、毎月第4水曜日は17時までとされている。

この点、休館日が年末年始（12月29日から1月3日）だけで、平日午後10時まで開いているというのは、利用者にとってはかなり利便性が高いといえる。

しかしながら、他方で、利用時間を長時間、休館日なしとすると、それだけ職員の拘束時間が長くなるのであり、職員の超過勤務を引き起こす懸念がある。また、職員に超過勤務させないために、職員を増やすと、限られた指定管理料の中で人件費の予算は限られているのであるから、職員を増やした分、他の職員の給料を抑えるということになりかねない。このように、開館時間を長くすれば長くするほど、職員の人件費がかさむ、または人件費を抑えようとするあまり労働条件の悪化を招く、というおそれがある。利用者が少ない日や時間帯も必ず開館するというのは、人件費の増加をもたらすのみであろう。

このように、利用者の利便性と人件費を考慮して開館時間を検討しなければならないが、休館日が年末年始だけというのは、休みの日が少なすぎるように思える。週1回定休日を設けるのが妥当ではないだろうか。

また、利用者の時間帯をチェックし、利用者の多い時間帯、少ない時間帯を確認し、少ない時間帯については閉館するような扱いも考えられるであろう。この点、指定管理者の判断のみで利用時間を決めるのは妥当でなく、条例上に利用時間の目安を定める必要がある。そして、「必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。」だけでは、指定管理者による必要性の判断のみで利用時間が決められることになるから、利用時間の変更には市長の承認も要求すべきであろう。

(2) 利用料金について

会議室の利用料金は、冷房装置を利用しない場合1時間20円、冷房装置を利用する場合1時間70円であり、極めて低額である。利用者の観点からすると、かなり使いやすい低額な料金設定となっているといえる。

ただ、利用者にその便益に対する相応の負担を負わせることが妥当だとしても、上記のような、限りなく無料に等しい料金を徴収する必要があるのであろうか。平成24年度の会議室利用料金収入は、年間8万9,061円であるが、本施設の年間指定管理料が1,472万円であることからすると、会議室利用料金収入は微々たるものといえる。この程度の会議室利用料金収入であれば、徴収しないでも収支への影響はほとんどないものと思われる。

他方、利用料金は、指定管理者の収入とすることとされているが（条例第11条5項）、利用者増大によるインセンティブを与えるためには、会議室の利用料金はあまりに低額である。これでは、サービス向上努力による利用者増加の機運が働きにくい。むしろ、施設利用者が増えれば増えるほど、費用（経費）が増加することになるという「逆インセンティブ」が発生しかねない。このような指定管理者に対するインセンティブ付与のためには、利用料金の水準を上げるべきこととなろう。

このように、現在の低額な料金を維持することは合理的ではなく、無料とするか、指定管理者へのインセンティブ付与や利用者の便益に対する相応負担の趣旨から、やや値上げすることを検討すべきではないか。

また、平成24年度の収支決算書によると、年間収入は、会議室利用料金8万9,061円、ブース利用料金9万3,500円、コピー利用料金69万8,879円、機材貸出料金7万7,050円である。この点、条例上、利用料金が定められているのは、会議室とブースの利用料金のみである（条例第11条）。コピー料金、機材貸出料金については、条例で定められていないが、上記のとおり、コピー利用料金収入は大きく、収支に与える影響は無視できない。また、コピーやプロジェクター等の機材の利用促進を図ることは、会議室やブースの利用とならび本施設利用の重要な点である。

このようなことからすると、コピー利用料金、機材貸出料金についても、条例上明記すべきである。

（５）．決算の状況について

指定管理者による平成24年度収支決算書によると、年度収入1,639万6,391円に対し、年度支出も1,639万6,391円であり、収支が完全に一致している。

この点、収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整してあえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。特に、一般管理費は139万323円とされるが、その内訳が明らかでなく、収支を同額にするためにかかる費目で数字を調整しているものと思われる、実態に合わない数字であり、極めて問題である。現在の支出明細書では、おきなわ共有ファンドによる管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

したがって、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

(6). 収入について

平成24年度の収支決算書によると、NPO活動支援センターの利用料金以外の収入は、各種講座5万2,000円、自主事業（市民活動講座「大人塾」参加料他）12万3,640円、販売売上11万5,461円、その他（駐車チケット販売）42万6,800円である。

【意見】

指定管理者のインセンティブのためには、自主事業による収入が重要であるが、おきなわ共有ファンドは、指定管理者指定の申請をした際の事業計画（収支予算）においては、各種講座45万、自主事業（月1回開催参加料協賛金収入）40万円、販売売上15万円、その他8万円とされていた。

ところが、平成23年度の収支計算書によると、各種講座2万8,510円、自主事業0円、販売売上2万800円、その他（駐車チケット販売）26万8,200円であった。平成24年度は、上記のとおり、講座等の自主事業の収入が予想よりも相当下回っていたといえる。指定管理者にインセンティブを与えるためには、指定管理者の自主事業収入が重要であるが、想定していたほど自主事業収入を得られていないものと思われる。このような状況が続くと、収支を合わせるために、人件費を削減することになりかねない。

したがって、おきなわ共有ファンドは、自主事業による収益についても更なる努力をすべきであろう。

また、上記のとおり、おきなわ共有ファンドには、駐車チケット販売による収入があるが、少くない金額であり、収支に与える影響は無視できない。しかし、駐車チケット販売は、指定管理者に求められている業務ではないのであるから、指定管理者の収入とすべきではなく、このような収入に頼ることなく、収支のバランスをとるべきである。

(7)．職員の状況について

もともと、おきなわ共有ファンドは、指定管理者への指定申請をした際の事業計画においては、常勤2名、非常勤3名の合計5名の職員配置を予定していたが、現在の職員は、常勤（正規職員）4名、非常勤（非正規職員）4名の合計8名である。

平成24年度の収支決算書によると、NPO活動支援センターの人件費は、常勤職員685万5,850円、臨時職員244万8,716円、法定福利費93万7,270円、福利厚生費6万円である。

【意見】

この指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、今後の指定管理料の積算に当たっては、人件費についても詳細に確認する必要がある。

人件費の合計は年間930万4,566円であり（法定福利費、福利厚生費を除く）、8名の職員の中には、短時間労働の者も含まれているものと思われるが、それにしても8名分の年間人件費としてはかなり低いと言わざるを得ない。本施設は、市民に対して、NPOや市民活動に関する情報提供、団体設立や運営に関する助言、行政や他団体との連携などについて、サービスを提供することが求められているので、それらに対応しうる専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならないが、上記のような人件費では、人材の確保が困難であろう。施設の性質上求められる専門家の確保、育成のためには、そのための職員体制と人件費の確保が重要であるが、限られた指定管理料のもとで人件費を増やすには、経費削減の努力と共に、利用料収入や自主事業収入を増やすほかはない。

おきなわ共有ファンドは、平成23年度よりNPO活動センターの指定管理を担当しているが、上記のとおり、人材確保、育成に課題を抱えており、代表者夫婦の才覚と力量によって施設を運営している状態といえる。継続的安定的な施設運営をするためには、残りの指定期間、及びその後の指定管理者選定に向けて長期的な視点に立って施設管理を行う必要があることから、人材の確保と育成は喫緊の課題であると言える。

さらに、職員の賃金が適切な賃金体系なのか否か等、労働者保護の観点からも、より詳細なモニタリングを行うべきであり、個人名までは報告せずとも、職員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。おきなわ共有ファンドは、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。

インキュベーションスペース概要

NPOや市民活動の方々へ事務スペースをお貸ししています！

当センターのインキュベーションは、NPO や市民活動団体を立ち上げたばかりで事務所を構えていない団体へ最長 6 か月間、事務所スペースをお貸ししています。



事務作業スペース（1～2 人）



ミーティングスペース（最大 4 名 ※要予約）

協働が生まれる場所に！

作業スペースとミーティングスペースのインキュベーションは、他の NPO や市民活動団体との交流や協働を積極的に促すためにオープンな共有スペースとなっています。ぜひ、この機会に協働を生み出しましょう！

インキュベーションに入居するには審査が必要となります！

当センターのインキュベーション施設規定により団体の活動内容を審査させていただきます。また、利用期間中は、当センターのインキュベーション施設の主旨を十分に理解し、利用規定を順守していただきます

（那覇市 NPO 活動支援センターホームページより転載）

イ) 那覇市共同利用施設

指定管理者：関係自治会（字大嶺自治会、田原自治会、
安次嶺自治会、宮城自治会、高良自治会、宇栄原自治会、
當間自治会、字小禄自治会、真嘉比自治会）

以下、実地監査対象施設及び指定管理者のみ概要を記載した。

・施設の概要

那覇市大嶺自治会館

項目	内容					
所在地	宇栄原 1－3－1					
所管課	まちづくり協働推進課					
供用開始年月	昭和 53 年 11 月 26 日					
設置目的	航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民について、その障害の緩和に資するため。					
設置根拠条例	那覇市共同利用施設設置条例					
主な施設種類	共同利用施設（地域住民が共同して利用する施設）					
敷地面積（公有財産表）	681.00 m ²					
延床面積（公有財産表）	752.11 m ²					
施設取得費	81,651,000 円					
開館時間	午前 9 時から午後 10 時					
休館日	日曜日。12 月 29 日から 1 月 3 日。					
利用料金等	種別	区分	使用料			
			9－12 時	13－17 時	9－17 時	17－22 時
	ホール（舞台含む）	平日	3,000 円	7,000 円	10,000 円	15,000 円
	会議室	平日	1,000 円	1,500 円	2,500 円	5,000 円
施設の特徴	運輸省補助金を活用して建設。					

字大嶺自治会

指定管理者名	字大嶺自治会
代表者名（市との関係）	赤嶺 忠幸（あかみね ただゆき）
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	・ 会員相互の融和と親睦 ・ 良好な地域社会の維持並びに生活の向上
設立年月	昭和 19 年 4 月
事業内容	・ 会員相互の連絡、 ・ 区域内の美化、清掃等環境整備 ・ 青年会、婦人会等の育成 ・ 自治会館の維持管理 ・ 地域の伝統行事 ・ 青少年の健全育成等
指定管理業務の内容	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
指定管理者制度の導入効果	共同利用施設が地域密着型施設であることから、同施設が所在する地域住民で構成する団体を指定管理者とすることで、行政が管理する場合と比べ、地域住民間で円滑なコミュニケーションが比較的行いやすい。 また、市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）していることから、同施設の設置に係るコストも軽減されている。
平成 24 年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	43（0）	43（0）	42（0）	41（0）	42（0）
監事（内、市関係者）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）
合計（内、市関係者）	46（0）	46（0）	45（0）	44（0）	45（0）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）

那覇市小禄自治会館

項目	内容					
所在地	小禄 5－4－6					
所管課	まちづくり協働推進課					
供用開始年月	昭和 58 年 4 月 17 日					
設置目的	航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民について、その障害の緩和に資するため。					
設置根拠条例	那覇市共同利用施設設置条例					
主な施設種類	共同利用施設（地域住民が共同して利用する施設）					
敷地面積 （公有財産表）	1000.00 m ²					
延床面積 （公有財産表）	1096.48 m ²					
施設取得費	135,000,000 円					
開館時間	午前 10 時から午後 10 時					
休館日	日曜日。12 月 29 日から 1 月 3 日。祝日。					
利用料金等		10－12 時	13－17 時	10－17 時	19－22 時	10－22 時
	ホール （舞台含む）	5,000 円	15,000 円	20,000 円	7,000 円	22,000 円
	会議室（和室）	3,000 円	5,000 円	7,000 円	5,000 円	10,000 円
施設の特徴	運輸省補助金を活用して建設。					

字小祿自治会

指定管理者名	字小祿自治会
代表者名（市との関係）	赤嶺 慎吉（あかみね しんきち）
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	・ 会員の福祉向上 ・ 地域社会の発展
設立年月	昭和 20 年 4 月
事業内容	・ 総裁及び字行事 ・ 生活改善 ・ 青少年の育成 ・ 環境整備及び保全
指定管理業務の内容	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	維持管理業務、利用許可業務、地域活性化に関する業務、その他
指定管理者制度の導入効果	共同利用施設が地域密着型施設であることから、同施設が所在する地域住民で構成する団体を指定管理者とすることで、行政が管理する場合と比べ、地域住民間で円滑なコミュニケーションが比較的行いやすい。また、市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）していることから、同施設の設置に係るコストも軽減されている。
平成 24 年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	49（0）	49（0）	51（0）	49（0）	45（0）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	51（0）	51（0）	53（0）	51（0）	47（0）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）

1. 設置の経緯について

那覇市共同利用施設に係る設置の経緯については、次の通りである。

共同利用施設の建設・維持管理の経緯等について（H22/9）

○共同利用施設の建設・維持管理の経緯

本市の共同利用施設は、昭和 53 年から昭和 58 年の間に建設され、小禄地域に 8 施設（大嶺・田原・安次嶺・宮城・高良・宇栄原・当間・小禄自治会館）、真嘉比自治会館を含めて 9 施設あります。

小禄地域の 8 施設は、那覇空港の航空機騒音により周辺地域住民の生活が著しく阻害されており、その障害の緩和のため、学習、集会等の施設として、昭和 42 年 8 月 1 日制定の「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第 6 条（共同利用施設の助成）の規定に基づく運輸省補助で建設されたものです。

真嘉比自治会館については、天久新都心地区が返還される前の米軍用住宅地の設置により、地域住民の生活が阻害されたので、その障害の緩和に資するため、生活環境整備施設（学習、集会等の施設）として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第 8 条（民生安定施設の助成）の規定に基づく防衛庁からの補助で建設されたものです。

9 施設とも本市の行政財産として、地域住民（自治会）からの用地の無償貸与と負担付き寄付金を受け入れて建設しました。

なお、共同利用施設の管理・運営については、9 自治会（大嶺、田原、安次嶺、宮城、高良、宇栄原、当間、真嘉比、小禄）と管理運営に関する協定書（平成 17 年以前は管理委託契約書）を締結し、管理・運営費用は、すべて自治会が負担しています。

○指定管理者の選定について

平成 17 年度の指定管理者の選定では、共同利用施設が地域密着型施設であること、また市が受託団体との間で各種契約書を締結（土地使用貸借契約書、負担付き寄付金の受入契約書、共同利用施設管理委託契約書）しており、その経緯及び組織体制の整備状況、

管理運営状況等を考慮すると、共同利用施設が所在する地域住民で構成する団体（既存の受託自治会）を指定管理者として選定することが望ましいとの考えから、非公募としました。

公募して他の団体（自治会、PTA など）が選定された場合、既存の受託自治会が市に対し提訴する可能性があるとともに、地域住民間で円滑なコミュニケーションがとれなくなるなどの弊害が想定されます。

今回の指定管理者の選定についても、上記と同様な理由にあわせて、「那覇市指定管理者制度導入に関する運用指針」のⅡ－２に例示している地域密着型施設に該当することを考慮し、非公募が望ましいと考えます。

（※市所管課より入手）

施設建設費用及び財源内訳

共同利用施設

（単位：円）

施設名	総工費（A）	補助金（B）	差額（C=A-B）	補助元
那覇市大嶺自治会館	81,651,000	34,900,000	46,751,000	運輸省
那覇市田原自治会館	44,500,000	34,900,000	9,600,000	運輸省
那覇市安次嶺自治会館	49,900,000	34,900,000	15,000,000	運輸省
那覇市宮城自治会館	51,630,000	39,000,000	12,630,000	運輸省
那覇市高良自治会館	108,590,000	70,100,000	38,490,000	運輸省
那覇市宇栄原自治会館	87,100,000	70,100,000	17,000,000	運輸省
那覇市当間自治会館	33,920,000	16,800,000	17,120,000	運輸省
那覇市真嘉比自治会館	48,243,000	29,200,000	19,043,000	防衛施設庁
那覇市小禄自治会館	135,000,000	74,500,000	60,500,000	運輸省

※建設費用は、国の補助金と、自治会からの負担付寄付金を市が受け入れ、これを財源に建設しているため、実質的には建設費用の市負担額はゼロである。

また、上記同様の法律に基づき設置されている施設は、沖縄県外にも存在しており、例えば、大阪府の伊丹空港周辺自治体にも同様の施設が存在している。

なお、那覇市共同利用施設については、上記記載の通り、管理運営費用はすべて自治会が負担しており、管理運営に係る主な財源は、自治会とは別組織の自衛隊基地、那覇空港等の軍用地料を管理している資金管理団体からの拠出金で賄われている。これらは、小禄地域をはじめとする、多くの地域住民が、戦前、戦後

にわたり旧日本軍、米軍により土地を接収され、元々の居住地から現在の小禄周辺地域に移り住まざるを得なかった状況から由来している。

２．監査の結果と意見

（１）那覇市共同利用施設の利用状況について

那覇市大嶺自治会館

（件数：１件、金額単位：円）

年度	利用状況	ホール１	ホール２	会議室１	会議室２	和室１	和室２	調理室	合計
平成	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
20年	金額	136,650	0	0	0	0	0	0	136,650
平成	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
21年	金額	192,000	0	0	0	0	0	0	192,000
平成	件数	414	0	0	0	162	0	414	990
22年	金額	186,500	0	0	0	0	0	0	186,500
平成	件数	425	0	144	0	0	0	425	994
23年	金額	559,174	0	0	0	0	0	0	559,147
平成	件数	413	0	0	0	159	0	413	985
24年	金額	350,405	0	0	0	0	0	0	350,405

（※ 那覇市入手資料より作成、以下同じ）

那覇市小禄自治会館

（件数：１件、金額単位：円）

年度	利用状況	ホール１	ホール２	会議室１	会議室２	和室１	和室２	調理室	合計
平成	件数	44	0	0	0	1	0	0	45
20年	金額	239,000	0	0	0	1,000	0	0	240,000
平成	件数	57	1	0	0	2	0	0	60
21年	金額	305,000	1,000	0	0	6,000	0	0	312,000
平成	件数	64	4	0	0	6	0	0	990
22年	金額	381,000	15,000	0	0	11,000	0	0	407,000
平成	件数	44	2	0	0	0	0	0	46
23年	金額	386,000	3,000	0	0	0	0	0	389,000
平成	件数	243	3	0	0	62	0	0	308
24年	金額	400,000	7,000	0	0	49,000	0	0	456,000

那覇市共同利用施設 9 地域自治会館年度合計 (件数：1 件、金額単位：円)

年度	利用状況	ホール 1	ホール 2	会議室 1	会議室 2	和室 1	和室 2	調理室	合計
平成 20 年	件数	1,373	5	475	175	573	0	482	3,083
	金額	1,107,300	0	202,000	0	68,000	0	12,000	1,429,300
平成 21 年	件数	1,448	1	542	134	584	0	499	60
	金額	1,213,850	1,000	243,000	0	185,000	0	10,000	1,652,850
平成 22 年	件数	2,001	4	794	176	650	0	525	4,150
	金額	1,190,850	15,000	374,000	0	122,000	0	10,000	1,711,850
平成 23 年	件数	1,544	2	1,000	177	302	0	714	3,739
	金額	1,597,374	3,000	486,000	0	165,000	0	1,000	2,252,374
平成 24 年	件数	2,005	3	895	117	821	0	558	308
	金額	1,443,410	7,000	730,300	0	190,000	0	0	2,370,710

上記から分かるように、ホール 1 は会館で舞台付の最大のホールであり、自治会定期総会、各種サークル活動、デイサービス、合同生年祝賀会等で活用されているが、その他のホールや会議室、和室、調理室の利用はほとんどない。

【意見】

利用状況については、自治会自らが利用する場合など、利用料金を収受して外部に貸し出す場合以外は、利用件数にカウントしていないケースもあるが、利用料金を収受しているか否かを問わず、施設の有効利用の観点からも利用状況の正確な把握に努めるべきである。



写真は、小禄自治会館内にある冷房施設であるが、設置当初から一度も使用したことがないとのことであった。撤去したくても補助金との関連でできない。

（２）共同利用施設の老朽化と今後の対応について

共同利用施設は、供用開始年月日が最も古いもので、大嶺自治会館の昭和 53 年 11 月、新しいもので、小禄自治会館の昭和 58 年 4 月供用開始となっており、すべて 30 年以上経過している。現地視察を実施した小禄自治会館では、大ホール舞台裏の天井の剥離等が見られ、一部危険であると思われる箇所も生じている。通常の修繕は、市との協定により指定管理者である自治会負担となっているが、現地視察を実施した大嶺自治会館のように、老朽化がかなり進んでいると思われる自治会館については、早晚立替等が必要になってくるとと思われる。市としては、会館を自治会に譲渡し、自治会自らが立て替えできるようにしたい意向であるが、補助金適正化法の関連もあり、一定年数を経ない譲渡については補助金の返還問題も生じることが懸念されることから、関係自治会と協議中である。

【意見】

老朽化に伴う建て替え財源については、自治会によっては、資金管理団体の財源を元に積立をするなどの方策が取られているところもある。

国の同様の補助メニューは再度活用できないため、新たに市等が別途財源を手当てすることも考えられるが、その場合においては、市内他地域の自治会館を持たない地域との公平性の観点や自治会館の今後の在り方など、住民との十分な議論を踏まえて検討することが必要である。



写真は、小禄自治会館内の天井が剥離している様子。

ウ) 那覇市 IT 創造館

指定管理者：クラスタワークス株式会社

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2－3－6
所管課	那覇市役所経済観光部商工農水課
供用開始年月	平成 15 年 6 月
設置目的	情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため、共同利用型のインキュベーター（創業支援をいう）施設を設置する。
設置根拠条例	那覇市 IT 創造館条例、那覇市 IT 創造館条例施行規則
主な施設種類	IT インキュベーター施設
敷地面積（公有財産表）	2080.48 m ²
延床面積（公有財産表）	3422.27 m ²
施設取得費	663,088,000 円
開館時間	9：00-21：00
休館日	毎週月曜日
利用料金等	那覇市 IT 創造館条例に定めるとおり。
施設の特徴	市民と企業のための共同利用型インキュベーター施設

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市 IT 創造館 NABIO 管理運営プロジェクト クラスタワークス株式会社
代表者名（市との関係）	岡田 良（那覇市本社所在）
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款 第 2 条 1. 情報通信システムの開発及び販売 2. 各情報通信システムの導入に関するコンサルティング業務 3. コンピュータ周辺機器の販売・貸与

	4. 電器通信事業法に基づく一般第二種電気通信事業 5. 経営コンサルタント業務 6. 前各号に付帯する一切の事業
設立年月	平成 14 年 9 月
事業内容	情報コンサルタント IT ソリューションのトータルプロデュース (情報サービス業・通信キャリア・データセンター等)
指定管理業務の内容	那覇市 IT 創造館条例 第 20 条 1. 第 4 条各号に掲げる事業の実施に関する業務 2. 利用許可に関する業務 3. IT 創造館の維持管理に関する業務 4. その他市長が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	他なし
指定管理者制度の導入効果	官民一体となった施設活用により、新しいビジネスモデルの創出や高度 IT 人材の育成、さらには地域 IT 化を推進していくことで本市の新たな時代を牽引する IT 産業の振興に寄与し、経済効果を生みだす。
平成 24 年度指定管理料	22,220,000 円
利用料金制の採用の有無	那覇市 IT 創造館条例 (第 10 条関係) 別表第 1 別表第 2 別表第 3 別表第 4 別表第 5 別表第 6 別表第 7
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	4	4	4	4	4
監事（内、市関係者）	0	0	0	0	0
合計（内、市関係者）	4	4	4	4	4

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	4	4	4	4	4
非正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0

1. 監査の結果と意見

（1）指定管理者について

那覇市 I T 創造館は、クラスタワークス株式会社が指定管理者として管理・運営にあっている。同社は情報コンサルタントや I T ソリューションのトータルプロデュースを事業内容としており、I T に係る顧客の様々な要請に対応した、高い専門性を有する。

同館に係る指定管理者としての業務についても、経済産業省関連団体より平成 18・19 年度に事業創生部門賞等を受賞するなど、高い客観的評価を得てきた実績がある。

クラスタワークス社の平成 23 年度事業計画書によると、指定管理料 22,220 千円を含む、同館に係る収益計画は約 58,000 千円にのぼり、これは同社の平成 22 年度売上高 104,041 千円のおよそ 56%に相当するなど、每期収益上の依存度は高い。逆の見方をすれば、それだけ同館の指定管理者としての事業に注力していると捉えることもできる。

(2) 収支の状況について

那覇市 I T 創造館収支実績

(単位：千円)

科目	H22年度	H23年度	H24年度
指定管理料収入	22,220	22,220	22,220
入居団体賃貸収入	27,748	27,130	28,472
施設利用収入	3,853	5,753	4,144
自主事業	2,998	50	9,693
(内ITA0)	—	—	(2,975)
(内ITPRAS)	—	—	(6,048)
収入合計	56,818	55,153	64,529
人件費	15,813	15,813	15,813
委託費(計)	22,848	22,848	22,848
ネットワーク保守管理	12,600	12,600	12,600
(株)国際ビル産業	9,699	9,699	9,699
その他の委託費	549	549	549
消耗品費	890	467	825
通信運搬費	1,151	1,113	1,087
水道光熱費	12,882	13,128	13,709
修繕費	765	743	1,408
旅費交通費	305	305	229
賃借料	118	118	118
雑費その他の経費	323	251	288
一般管理費	1,653	1,096	7,322
費用合計	56,748	55,882	63,648
当期損益	71	△ 729	881

※

*

那覇市 I T 創造館の直近 3 年度における収支の状況は、概ね左に示すとおりである。

平成 24 年度の同館の収支実績は、収入が 64,529 千円と計画を 5,250 千円ほど上回っている。自主事業において ITPRAS 6,048 千円など当年度限りの事業が生じたことなどによるが、一般管理費 7,322 千円(表中*)の計上がなされるなど、損益は 881 千円の黒字にとどまっている。

これに対し平成 23 年度は収入実績 55,153 千円と、24 年度にくらべ 9,376 千円低い水準ながら、一般管理費へ

の計上が 1,096 千円にとどまるなど、損益は△729 千円程度の赤字にとどまっている。

つまり平成 24 年度は前年度比 9,376 千円の増収であったが、増益幅は 1,610 千円にとどまっており、主な要因として両年度の一般管理費の差 6,226 千円が影響したものと捉えられる。この一般管理費は実際に支出を伴う費用ではなく、計上前の損益の状況などを勘案しつつ、指定管理者の裁量をもって計上されたものとみられる。

また平成 22～24 年度の委託費において、各年度ともネットワーク保守管理委託費が 12,600 千円(表中※)計上されているが、その委託先はクラスワークス株式会社である。つまり自己が自己に外注していることになるため、本来は、委託費として計上するのは妥当ではない。

【意見】

毎年度の支出実績のうち、一般管理費は具体的な裏付けをもたない経費であり、実際の支出を伴うこともない。したがって当該費用を裁量的に計上するのは好ましくなく、この計上を含めない損益をもって当期損益と表示することが妥当である。

これに従えば、平成 23 年度及び 24 年度の当期損益は、各々 367 千円及び 8,204 千円となり、7,837 千円の増益となる。これは平成 24 年度の対前期増収額 9,376 千円の趨勢をほぼ反映していることなどから、今後このような裁量的経費の計上を行わないことが、指定管理者の行う事業の損益を正しく表示するうえで必要であると思われる。

また委託費の扱いについて、自己に対する外注費を計上することは整合性がなく妥当ではない。毎期ネットワーク保守管理委託費として 12,600 千円計上がなされているが、本来はこの業務のために費やされた、人件費ほか実際の費用を計上することが必要である。したがって 12,600 千円を実際の費用が下回っている場合、その差額分は当期損益が膨らむことになる。

以上、一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。

(3) 事業の評価について

指定管理者は事業報告書にて、市に、管理業務の実施状況、入居企業等の状況、自主事業の実施状況、那覇市 I T 創造館の利用状況等について報告を行っている。それぞれ実施した事業の内容や利用件数などの報告のほか、事業に対する自らの現状認識や方針等を示す記述も見受けられる。(直近 5 年度の施設の利用状況は下記のとおりである。)

那覇市 I T 創造館 施設利用状況の推移

内 訳		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
IT研修室 利用件数	合 計	275	300	240	203	374
	月平均	22.9	25.0	20.0	16.9	31.2
大会議室 利用件数	合 計	159	158	100	80	92
	月平均	13.3	13.2	8.3	6.7	7.7
インターネットカフェ 利用者数	合 計	5,363	4,897	4,687	4,785	3,247
	月平均	446.9	408.1	390.6	398.8	270.6
交流コーナー パソコン利用者数	合 計	18,564	16,668	14,236	17,165	13,551
	月平均	1,547.0	1,389.0	1,186.3	1,430.4	1,129.3

ただし、各事業の客観的な評価を得るうえで、利用者の視点は欠かせないものと思われるが、顧客満足度調査など、利用者の側から事業を評価する取組は平成 24 年度の段階においては実施されていない。

基本協定書に連なる業務仕様書に具体的な表現こそないものの、「施設のサービスの向上を図るため、利用者アンケート等の実施により、意見や要望等を把握し、市へ報告すること。」とされている。

またクラスタワークス社より申請された、指定管理者指定申請書において、市民ニーズの把握と市民サービスへの反映について、WEB 上で SNS を設けるなどタイムリーにパブリックコメントを吸い上げるよう努める、I T 創造館の運営改善や事業に対する

意見収集を行い提出された意見の反映に努める、と述べているなど、利用者の観点から事業評価を行う必要性は、指定管理者自ら認識しているものと捉えられる。

【意見】

指定管理者の行う事業に係る顧客満足度調査については、平成 25 年度より行われる予定であるが、同社においてはこのデータをも活かして、事業の客観的評価に結び付けることが望まれる。

その際、入居企業や卒業企業等による雇用効果や納税効果など狭義の経済効果や、その後の企業活動の展開等に伴う広義の経済効果などを織り込むなど、I T 創造館に係る事業の評価について、コンサルタントとしての専門性を発揮し、一般の事業会社には真似のできないほどのレベルを志向してもらいたい。

一方、那覇市においては同館の事業について、○△×式など、他の公の施設において一般にみられる方式によるモニタリングは特に行われていない。I T に係る専門性は、かなりの程度、指定管理者の側にあるものとは思料されるが、やはり発注者の側からこのような評価を行うことは、指定管理者へ適度の牽制効果を持つものと考えられるため、着実に実施されることが必要であり、このようなある程度の専門性が必要な施設においては、例えば、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家に評価を委ねることも検討されたい。



那覇市 IT 創造館（市 HP より転載）

エ) 那覇市伝統工芸館

指定管理者：那覇市伝統工芸館共同企業体

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
所管課	商工農水課
供用開始年月	平成 1 6 年 1 1 月
設置目的	本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資するため、那覇市伝統工芸館を設置する。
設置根拠条例	那覇市伝統工芸館条例
主な施設種類	特別展示室、体験工房、販売場、研修会議室、駐車場
敷地面積（公有財産表）	5 0 1 . 3 6 m ²
延床面積（公有財産表）	1 3 5 6 . 0 6 m ²
施設取得費	6 9 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
開館時間	午前 9 時から午後 8 時まで
休館日	1 月 1 日及び 12 月 31 日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。
利用料金等	パンフレットのとおりに
施設の特徴	パンフレットのとおりに

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市伝統工芸館共同企業体
代表者名（市との関係）	上原 昭男
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	当共同企業体は、那覇市伝統工芸館を共同連帯して管理運営することを目的とする。
設立年月	平成 23 年 8 月 25 日
事業内容	那覇市伝統工芸館を共同連帯して管理運営する。
指定管理業務の内容	(1)事業の企画及び実施に関すること。

	(2)運営及び維持管理に関すること。 (3)利用許可に関すること。 (4)利用料金に関すること。
市所管の公の施設における平成 24 年度の 指定管理業務	
指定管理者制度の導入効果	那覇市伝統工芸事業協同組合連合会と産業計画の JV による指定管理を行っているので、各産地との協働による体験工房の稼働率向上・商品の供給及びぶんかテンプス館との連携・メディアを活用した集客力促進等の効果があった。
平成 24 年度指定管理料	10,832,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）				8	8
監事（内、市関係者）				1	1
合計（内、市関係者）				9	9

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	6	6	6	6	6
非正規職員数（内、市職員数）					

1. 監査の結果と意見

(1) 指定管理者の体制について

那覇市伝統工芸館（以下、工芸館という）は、那覇市伝統工芸館共同企業体（以下、JVという）が指定管理者として、管理・運營業務にあたっている。JVは構成員である、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会（以下、連合会という）と協同組合沖縄産業計画（以下、産業計画という）が、各々、60%及び 40%の比率で、JVの収入・支出や資

産・負債などに係る配分がなされることを約して組織されている。

産業計画は、主に広告・企画・宣伝業務を専門とする、県内の４企業の出資により組織されたもので、国・県・市町村等が発注する企画調査やイベント事業等を受注している。現在、工芸館が入居する、てんぶす那覇ビル内の公の施設、那覇市ぶんかテンブス館の指定管理者の業務にもあたっている。

工芸館は、従来の連合会単独による指定管理者の体制から、平成 24 年度より J V による体制に移行したものである。したがって産業計画には、同じビル内にて指定管理業務を行う他の公の施設との連携による業容の拡大や、専門性のある企画や宣伝業務等を通じた、事業展開や誘客、販売促進、あるいは利用者の観点に立った、ニーズの把握や事業の評価などに期待がおかれているものと理解される。

（２）事業の状況について

工芸館における主な収益事業は、壺屋焼、首里織、琉球紅型、琉球漆器の伝統工芸品に加え琉球ガラスを対象にした、共同販売事業、体験教室事業のほか、入館料、負担金、賃貸料などからなる工芸館管理運営事業である。

従来、自主事業の実施がなく、指定管理者が J V に移行した効果がまだ見えにくい、初年度ということもあり、当期に整備された特別展示室の活用や、那覇市ぶんかテンブス館との連携による事業がこれから期待される場所である。

また、これらの収益事業について利用者満足度調査をする仕組みがなく、したがって、利用者ニーズの把握や市民サービスに対する評価は、少なくとも平成 24 年度においてなされていない。また、直近 5 年度の入館者や体験教室、共同販売の利用実績の推移は以下に示すとおりである。

	販売収入(円)	入館		工芸体験	
		人数(人)	収入(円)	人数(人)	収入(円)
H24	9,568,172	2,407	608,090	10,523	25,949,300
H23	8,729,615	2,640	717,090	9,679	23,816,350
H22	7,469,062	2,119	577,885	8,336	20,057,980
H21	8,083,416	2,568	604,480	9,363	23,036,220
H20	9,118,298	2,787	705,420	9,333	23,053,750

なお駐車場管理事業について、他の事業者管理に委託しているほか、連合会事務委託費として 900 千円を支払っている販売場管理・運営も、委託を行っているが、業務仕様書では委託のできる事業範囲に含まれていない。

【意見】

J V による指定管理者に期待される、事業の拡大等の効果を図っていくためには、自主事業の創出のほか、利用者ニーズの把握や市民サービスに対する評価は欠かせないも

のと考える。平成 25 年度より利用者満足度調査が行われる予定であるが、那覇市伝統工芸館業務仕様書において報告が求められていること、産業計画においてニーズの把握等、当該業務に高い専門性が認められることから、確実な履行が求められる。

また駐車場管理や販売場管理・運営において、委託を行っているものと捉えられるため、業務仕様書との整合がつかない。これらの業務において、委託を行わないことは現実には困難であると考えられるため、早急に業務仕様書の文言を改定する必要がある。

(3) 収支の状況について

那覇市伝統工芸館の直近 3 年度における収支の状況は、以下に示すとおりである。

那覇市伝統工芸館 収支決算書

単位：千円

科 目	年 度			科 目	年 度		
	H22年度	H23年度	H24年度		H22年度	H23年度	H24年度
支出の部				収入の部			
1. 事業費	37,756	43,586	73,391	1. 事業収入	34,429	40,905	72,847
共同販売事業費	8,935	9,770	9,671	共同販売収入	7,469	10,030	9,568
工芸館管理運営事業費	2,564	2,833	2,726	入館料収入	578	717	608
体験教室事業費	14,381	19,302	18,888	負担金収入	3,025	3,044	3,039
駐車場管理事業費	1,656	1,656	1,656	賃借料収入(会議室)	540	554	673
工芸館管理委託事業費	10,220	10,025	10,352	体験教室収入	20,058	23,816	25,949
ブランド確立事業費	0	0	30,098	駐車場収入	2,759	2,742	2,910
2. 一般管理費	9,423	9,128	12,246	ブランド確立事業収入	0	0	30,098
事務員給与	4,865	4,057	7,290	2. 事業外収入	12,545	13,331	13,321
法定福利費・福利厚生費	1,054	832	1,272	指定管理料収入	10,832	10,832	10,832
公租公費	633	1,519	57	雑収入	1,713	2,499	2,489
支払手数料	1,120	978	945	収入合計	46,974	54,236	86,168
事務委託費	0	0	900	収入合計－支出合計			476
その他の経費	1,750	1,742	1,781				
3. 事業外費用	24	44	56	=当期利益	△ 229	1,478	
支出合計	47,202	52,758	85,693				

平成 24 年度の収支実績は、当年度限りのブランド確立事業を除く事業の収支において、前年度とほぼ均衡しており、JVによる指定管理の効果が、財務上はいまだ明確に確かみにくい状況である。

指定管理料収入は、ビルの共益費に該当する工芸館管理委託費にほぼ充当されている。

平成 24 年度はブランド確立事業収入として 30,098 千円の計上があるが、特別展示室の強化 20,867 千円など、主に改修工事費見合いの特別事業であり、ほぼ同額が同事業費用として支出されている。

産業計画へのヒアリングによると、出資元の企業により、工芸館に係る無償の宣伝、広告努力が少なからず行われていることから、475 千円の最終利益を計上するなど、現在の収支状況への一定の貢献が認められる。見方を変えれば、このような無償の協力なくして、実質的に現在の損益水準を確保することは困難な状況にあるものとみられる。

現預金や備品の管理等は仕様書の定めにしたがい適正に行われているなど、決算は概ね適正に行われているものと捉えられる。ただしブランド確立事業において、事業利益

1,484 千円が雑収入として振り替えられており、当該事業収入が余すところなく費用支出されているがごとき誤認を与えやすいため、望ましくない。

【意見】

現在、指定管理料は、ビルの共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者の満足度を出来る限り充足させようとする視点から指定管理料の水準を決定することが必要である。

現在、産業計画からの無償の営業努力をなかば前提として、損益が保たれている状況であるが、本来は、無償に相当する部分が正しく費用計上されても、相応の需要拡大がなされ、収支が改善されることが必要である。ただし指定期間中、相当の営業努力が認められるにも拘らず、無償の協力分なくしては収支が均衡されないことが常態化するようであれば、指定管理料の設定方法に問題があると言わざるを得ない。



伝統工芸館内展示室（市 HP より転載、以下同じ）



（伝統工芸品、シーサー）



（体験工房、琉球紅型（びんがた））

オ) 那覇市ぶんかテンプス館

指定管理者：協同組合沖縄産業計画

・施設の概要

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市牧志 3 丁目 2 番 10 号
所管課	経済観光部商工農水課
供用開始年月	平成 16 年 11 月
設置目的	・ 沖縄文化の発信及び観光振興 ・ 文化にかかる人材および産業の育成 ・ マチグラー周辺地域情報の発信
設置根拠条例	那覇市ぶんかテンプス館条例
主な施設種類	テンプスホール、レッスンルーム、音楽スタジオ、会議室、IT 研修室、ギャラリー、SOHO 室、交流サロン、国際通り情報発信ステーション、FM サテライトスタジオ
敷地面積（公有財産表）	2,031.73 ㎡
延床面積（公有財産表）	3,066.21 ㎡
施設取得費	1,414,000,000 円
開館時間	9：00～22：00
休館日	年末年始のみ（臨時休館あり）
利用料金等	別紙条例のとおり
施設の特徴	・ ホールやサテライトスタジオなどに代表される文化・情報の発信拠点としての機能 ・ SOHO 室などに代表される人材・産業育成機能

・指定管理者の概要

指定管理者名	協同組合沖縄産業計画
代表者名（市との関係）	代表理事 小橋川 哲
指定期間	平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款により、組合員の共同事業を行い経営基盤の強化と高度化を図るため設立
設立年月	平成 11 年 4 月 12 日

事業内容	・共同受注に関する事業（国・県・市町村等が発注する企画調査やイベント事業等の受注） ・沖縄振興に関する調査・研究と提言 ・その他官公庁等が発注する業務の受注
指定管理業務の内容	・テンプス館利用の許可・取り消しその他利用に関すること ・利用料の徴収、減免および還付に関すること ・入居者の光熱水費等の管理・徴収に関すること ・常設公演・自主公演等の実施運営 ・テンプス館の施設等の維持管理に関すること ・入居者用施設の入居者募集及び選定に関すること ・その他テンプス館の管理運営に必要な業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	・那覇市ぶんかテンプス館指定管理業務 ・那覇市伝統工芸館指定管理業務（那覇市伝統工芸館共同事業体の構成員として受注）
指定管理者制度の導入効果	平成 23 年度実績：利用者数 82,683 名、収入額 85,553,128 円、純利益 4,455,510 円
平成 24 年度指定管理料	46,065 千円
利用料金制の採用の有無	採用有り
公募・非公募	公募による

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	4 人（0 人）	4 人（0 人）	4 人（0 人）	4 人（0 人）	4 人（0 人）
監事（内、市関係者）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）
合計（内、市関係者）	5 人（0 人）	5 人（0 人）	5 人（0 人）	5 人（0 人）	5 人（0 人）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	0 人（0 人）	0 人（0 人）
非正規職員数（内、市職員数）	7 人（0 人）	8 人（0 人）	8 人（0 人）	8 人（0 人）	9 人（0 人）

1. 監査の結果と意見

（1）指定管理者の体制について

那覇市ぶんかテンブス館（以下、テンブス館という）は、協同組合沖縄産業計画（以下、産業計画という）が指定管理者として、管理・運営業務にあたっている。

産業計画は、主に広告・企画・宣伝業務を専門とする、県内の 4 企業の出資により組織されたもので、国・県・市町村等が発注する企画調査やイベント事業等を受注している。現在、工芸館が入居するてんぶす那覇ビル内の公の施設、那覇市伝統工芸館の指定管理者の業務にも、他の事業体と共同であたっている。

組織の性格から、産業計画には、専門性のある企画や宣伝業務等を通じた事業展開や誘客、販売促進、あるいは利用者の観点に立ったニーズの把握や事業の評価などに期待がかけられている。

(2) 事業の状況について

那覇市ぶんかテンプス館における直近 5 年度の利用状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市ぶんかテンプス館利用状況(平成20年度～平成24年度) 金額:単位(千円)

	常設公演				自主企画公演			
	公演回数	入場者数	集客率	収入金額	公演回数	入場者数	集客率	収入金額
H20年度	96	1,329	5.5%	1,104	41	3,543	34.6%	3,665
H21年度	88	1,768	8.0%	1,425	15	2,116	56.4%	2,970
H22年度	68	4,603	27.1%	2,705	20	2,139	42.8%	1,978
H23年度	63	5,394	34.2%	3,265	27	5,533	82.0%	4,195
H24年度	54	4,447	32.9%	3,001	24	2,862	47.7%	3,147
	貸し施設				体験教室			
	利用件数	入場者数	稼働率	収入金額	件数	参加人数	稼働率	収入金額
H20年度	5,114	64,800	42.0%	27,616	22	474	-	748
H21年度	4,855	73,198	41.6%	28,824	23	517	-	762
H22年度	4,292	62,530	45.6%	26,275	13	487	-	646
H23年度	4,012	69,850	43.8%	26,096	23	538	-	825
H24年度	4,147	72,985	46.2%	30,038	13	318	-	390
	合計							
	件数	利用人数	稼働率	収入金額				
H20年度	5,273	70,146	-	33,133	※体験教室として利用した施設は、 各施設利用件数の中に含まれる。 ※キャッシュベースであるなど収入金額 は収支実績の数値に直ちに符合 しない。			
H21年度	4,981	77,599	-	33,980				
H22年度	4,393	69,759	-	31,603				
H23年度	4,125	81,315	-	34,381				
H24年度	4,238	80,612	-	36,576				

平成 24 年度の収支実績によると、テンプス館における主な収益源は、指定管理料収入のほか、施設貸出収入、家賃収入、駐車場収入、自主興行収入、常設芸能収入、体験学習などからなる。平成 24 年度の合計収益 94,648 千円のうち、指定管理料が 46,065 千円と約 49%、施設、家賃、駐車場の賃貸関連収入が 41,558 千円と約 44%であり、これらが例年大半を占めている。

一方、自主興行や常設芸能、体験学習に係る収入は 6,844 千円と 7%程度であり、この割合は、前年度の 9%よりむしろ下落している。

ホール、ギャラリー、会議室、研修室等からなる施設貸出について、前期比 9%増の 30,198 千円を記録するなど、利用機会の獲得について産業計画の貢献がうかがえるが、その企画、運営能力に照らして、自主事業など興行面におけるパフォーマンスについては十分ではない。

また平成 25 年度の収支予算書によると、平成 24 年度の常設芸能公演及び自主公演の収入実績 2,885 千円及び 3,547 千円に対し、平成 25 年度の「予測額」は各々17,271 千円及び 7,803 千円となっており乖離が大きい。やや現実離れした単価の設定などが影響したものとみられるが、その達成可能性には疑問を抱かざるを得ない。

【意見】

テンプス館の設置目的のうち、沖縄文化にかかる人材および産業の育成については、SOHO への賃貸を含め諸施設の貸出業務を通じても可能であるかもしれない。しかし、沖縄文化の発信及び観光振興については、観光客などへの体験学習や、芸能に係る興行の成果が果たす役割は、大きいものと考えられる。

これら自主興行や常設芸能収入、体験学習等の拡大を図っていくためには、企画、宣伝等のほか、確かな利用者ニーズの把握や、事業に対する客観的な評価は欠かせないものと考えられるが、現在、毎週木曜日の常設芸能公演については顧客満足度の調査を行っているものの、基本協定書などによる強制はないため、他には行っていない。

しかし、自主公演や体験学習の業容を拡大するためにも、ニーズの把握や事業評価は必要である。産業計画には（１）で述べたように、これを行う専門性が期待されるところであり、今後確実な履行が必要である。

一方、この指定管理者に係る那覇市のモニタリングは、例えば○×△式や ABC 評価など判りやすい尺度によるものではないため、改善する必要がある。

（３）決算の状況について

平成 24 年度の収支実績は、雑収入等を除く売上高 94,648 千円に対し、費用合計 90,415 千円で、営業利益 4,232 千円とほぼ前年度 4,379 千円並みの水準を確保している。指定管理者に就いた平成 19 年度からの営業利益は 1,355 千円～4,379 千円の範囲でほぼ堅調に推移しており、特に著しい増減を示す年度はない。

指定管理料は、てんぶす那覇共益費 25,996 千円及び専有部分の光熱水費 5,315 千円を 14,754 千円上回る水準にあり、この余剰分がいわば事業補助の役割を果たしている。平成 19 年度から平成 23 年度まで 15,918～19,052 千円の余剰があったことと比較すれば、平成 24 年度は余剰が薄く、他の損益面で一定の貢献があったものと評価できる。

ただし、産業計画が（共同で）指定管理者を務める那覇市伝統工芸館においては、共益費と同額の指定管理料にとどまり、このような余剰が生じないもとで最終黒字を確保しており、テンプス館においては更に増収を図る余地があるものとみられる。

那覇ぶんかテンプス館の直近 5 年度における収支の状況は以下のとおりである。

那覇市ぶんかテンプス館 収支実績

(単位：千円)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
営業収益	103,997	104,354	103,516	95,918	93,017	94,648
常設芸能	1,046	1,114	1,439	3,164	3,292	2,885
体験学習	481	772	762	646	825	412
施設貸出し	26,747	28,140	29,106	27,321	27,691	30,198
家賃収入	3,259	4,107	3,983	4,242	4,761	4,690
駐車場収入	2,239	6,245	5,647	5,956	5,695	6,671
物品販売収入	105	31	22	52	51	37
管理運営受託収入	50,000	48,000	47,000	47,000	46,530	46,065
自主興行収入	6,820	5,440	4,534	2,268	4,595	3,547
その他収入	639	195	18	0	0	0
売上げ値引き戻り高	-757	-781	-612	-618	-979	-412
駐車場部会収入	13,418	11,091	11,619	5,888	555	555
営業外収益	105	423	110	214	77	833
受取利息	14	14	4	2	2	2
雑収入	91	409	107	211	75	832
収益合計	104,102	104,777	103,627	96,132	93,093	95,481
売上原価	10,957	10,443	8,322	6,904	7,463	5,567
常設公演経費	2,458	3,403	3,348	3,364	3,199	2,435
興行費	6,377	4,404	3,873	1,892	2,138	1,717
その他	2,122	2,636	1,101	1,648	2,127	1,416
販売費及び一般管理費	91,187	91,354	93,201	87,659	81,174	84,848
給与・賃金	18,595	18,556	18,287	18,237	18,281	19,344
法定福利費・福利厚生費	2,707	2,426	2,436	2,803	2,790	2,783
旅費交通費・通信費	1,306	1,058	1,275	1,339	1,344	1,140
広告宣伝費	12,940	13,396	14,156	14,093	13,809	13,776
水道光熱費	4,952	5,214	5,086	4,823	5,183	5,315
駐車場管理業務費	12,863	10,536	11,064	5,331	0	0
事務用品費・消耗品費	391	769	754	839	875	672
支払手数料	7,536	10,571	11,596	11,544	11,759	12,732
共同管理費	25,996	25,996	25,996	25,996	24,315	25,996
著作権使用料・印刷費	759	289	101	206	137	298
清掃費	2,128	2,092	2,092	1,966	1,966	2,011
雑費その他の経費	1,014	452	359	482	717	781
費用合計	102,144	101,797	101,524	94,563	88,638	90,415
当期損益	1,958	2,980	2,103	1,569	4,456	5,066

決算報告書においては、賃貸事業から興業事業等にいたる、各収入が明らかにされているが、事業ごとの損益は明らかではない。この点は、那覇市伝統工芸館において、駐車場管理に至るまで事業ごとの損益が明示されていることと対照的である。

一方、貸借対照表の現金及び預金のうち、現金を構成する「レジ現金」820千円について全く実査を行っておらず、現金締上表など、帳簿残高と実際残高が一致することを確認する資料はない。また Edy やフリーパス券など、本来、仮払金や未収入金で処理すべきである非現金項目が現金の内訳を構成しているなど、適切な管理がなされていない

い。

【意見】

決算は概ね適切に行われているが、現金の管理に問題がある。一般に公の施設においては、指定管理者による現金管理について、他の事業と明確に区分された管理が求められるなど、適切な管理が必要とされる。

テンプス館においては、現金残高が 820 千円と他の公の施設に比べて、金額的にもボリュームがあり、不正や誤謬を排除する意味からも、年に 2 回程度は担当者以外の者を変え、実際残高を締上げ、帳簿残高との一致を確認することが必要である。

また、決算書の様式を改める必要はないが、どの事業がどの程度採算に貢献しているか、あるいは採算割れしているか、内部管理上も決算書同様、全く判然としないということでは問題がないとは言えない。必要に応じて、大まかな事業別の損益を把握できるよう管理上は仕様を整える必要がある。



那覇市ぶんかテンプス館（市 HP より転載）
（てんぶすは、方言でおへそ、中心のことを指す）

カ) 総合福祉センター（社会福祉センター、金城児童館、金城老人憩の家、金城ボランティアセンター、金城老人デイサービスセンター）

指定管理者：社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

・施設の概要（総合福祉センター）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番 4 号
所管課	福祉政策課
供用開始年月	平成 7 年 4 月 1 日
設置目的	市民福祉の増進
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	3993.03 m ²
延床面積（公有財産表）	5309.45 m ²
施設取得費	2,410,246,000 円
開館時間	社会福祉センター 午前 8 時半から午後 5 時まで ボランティアセンター 午前 10 時から午後 10 時まで 老人デイサービスセンター 午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	社会福祉センター及びボランティアセンター 日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日） 老人デイサービスセンター 日曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日
利用料金等	有
施設の特徴	

・施設の概要（金城老人憩の家）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番 4 号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成 7 年 4 月 1 日
設置目的	市民福祉の増進
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積 (公有財産表)	3993.03 m ²
延床面積 (公有財産表)	474 m ²
施設取得費	2,410,246,000 円（那覇市総合福祉センター）
開館時間	老人憩の家 午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	日曜日、祝日（敬老の日は除く）、12 月 29 日から 1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	

・施設の概要（金城児童館）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市金城 3 丁目 5 番 4 号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成 7 年 4 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	3993.03 m ²
延床面積（公有財産表）	322.50 m ²
施設取得費	2,410,246,000 円（那覇市総合福祉センター）
開館時間	社会福祉センター 午前 8 時半から午後 5 時まで

	ボランティアセンター 午前 10 時から午後 10 時まで 老人デイサービスセンター 午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	社会福祉センター会議室利用料 1600 円
施設の特徴	那覇市総合福祉センター内に設置

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
代表者名（市との関係）	仲里政幸
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	那覇市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
設立年月	昭和 27 年 6 月
事業内容	1. 社会福祉に関する調査、研究、総合企画、並びに運動の展開 2. 各種福祉相談（生活、心配ごと等） 3. ボランティア活動の場の提供 4. 各種会議、研修等 5. その他、社会福祉に関すること
指定管理業務の内容	1. 那覇市総合福祉センターの管理・運営に関すること。
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	地域における福祉活動推進の中核である、那覇市社会福祉協議会と、各種団体の機能充実強化、福祉ボランティアの育成強化を図り、総合福祉センターと、母子寡婦活動の拠点である母子福祉センターを融合し、併せて地域の福祉施設としての老人憩いの家・児童館の機能を併設し、子どもからお年寄りまでの（世代間・地域間・障がい者と健常者）交流を行う場として、地域福祉活動の拠点となっている。
平成 24 年度指定管理料	37,599,000 円

利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・指定管理者（金城児童館）

指定期間	金城児童館）平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日 小禄・識名児童館）平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
指定管理業務の内容	2. 那覇市金城・小禄・識名児童館の事業を推進し、児童福祉の推進を図る。
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
平成 24 年度指定管理料（児童館）	1. 金城児童館 6,662,000 円 2. 小禄・識名児童館 19,172,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	15（2）	15（2）	15（2）	15（2）	15（2）
監事（内、市関係者）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）	3（0）
合計（内、市関係者）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）	18（2）

・施設管理職員数の推移（福祉政策課所管分）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）

・施設管理職員数の推移（福祉政策課所管以外分）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	7（0）	21（0）	21（0）	21（0）	22（0）

1. 監査の結果と意見

（1）施設の状況及び指定管理者について

那覇市総合福祉センターは、那覇市金城3丁目にあり、平成7年4月に供用開始の市民福祉の増進を目的とする施設である。延床面積 5309.45 m²の大規模な施設であり、2,410 百万円の取得費を要している。同センターの直近5年度における利用状況は、以下のとおりである。

那覇市総合福祉センター利用状況（平成20年度～平成24年度）

単位：人

地区・施設別利用状況（平成21年度）										
施設名 年度	大会議室				ボランティアセンター				金城児童館	金城老人憩の家
	9：00～17：00		17：00～22：00		デイサービス		ボランティア			
H20	361	10,084	67	2,230	8,030	107	2,118	47,001	28,277	
H21	387	10,284	51	2,295	7,586	93	2,033	39,430	27,601	
H22	390	10,726	48	1,883	6,881	78	1,821	43,622	27,915	
H23	326	9,829	77	2,718	6,990	93	1,862	42,601	28,882	
H24	357	10,641	67	2,908	6,554	77	1,344	41,133	28,207	
合計	1,821	51,564	310	12,034	36,041	448	9,178	213,787	140,882	
月平均	364.2	10,312.8	62.0	2,406.8	7,208.2	89.6	1,835.6	42,757.4	28,176.4	

施設名 年度	18：00～22：00				展示ホール	見学・その他		母子福祉センター	合計
	遊戯室		大広間						
H20	146	2,972	12	198	350	2	3	1,351	102,614
H21	129	2,214	10	355	188	3	35	1,987	94,008
H22	120	2,886	9	315	162	4	213	2,035	98,459
H23	135	2,638	7	170	1,295	6	205	1,861	99,051
H24	115	2,435	8	272	797	7	973	2,375	97,639
合計	645	13,145	46	1,310	2,792	22	1,429	9,609	491,771
月平均	129.0	2,629.0	9.2	262.0	558.4	4.4	285.8	1,921.8	98,354.2

※「大会議室」・「ボランティア室」・「見学・その他」の項目の左枠の数字は団体数を表す

現在、那覇市社会福祉協議会(以下、「社協」という。)に係る事業に関して、①那覇市社会福祉センター、②金城児童館、③金城老人憩の家、④金城ボランティアセンター、⑤金城老人デイサービスセンターの各施設が入居している。この内①～③について社協が指定管理者として行う、①総合福祉センター事業、②児童館事業、③老人福祉センター事業の対象となる公の施設である。④⑤は社協による市からの受託事業の対象となっている。この他にも社協はじめ那覇市母子寡婦福祉会など、様々な社会福祉関連の団体・施設が入居している。

那覇市社会福祉協議会	
収支計算書	単位:千円
科 目	H24年度
事業活動収入 a	567,586
会費収入・寄付金収入	14,869
県・市補助金収入	73,234
県社協・市受託金収入	224,750
共同募金配分金	22,658
介護保険収入	98,727
介護給付費等収入	119,533
雑収入・利用料収入ほか	13,816
事業活動支出 b	555,348
人件費	400,306
一般管理費	80,615
直接介護支出	55,264
助成金・分担金・負担金	9,606
減価償却費	2,628
退職給与引当金繰入	6,929
事業活動収支差額 c = a - b	12,239
事業活動外収支差額 d	562
当期活動収支差額 e = c + d	12,801
前期繰越活動収支差額 f	65,415
その他の積立金(取崩-積立) g	2,560
次期繰越活動収支差額 e + f + g	80,776

社協の平成 24 年度における収支の状況は概ね左表のとおりである。

社協は、那覇市における社会福祉を目的とする事業の健全な発達等により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和 27 年に設立され、昭和 42 年に社会福祉法人として認可を受けた団体である。社会福祉に係る専門的組織としての半世紀近い履歴や、後述する財務的基盤などから、当センターに係る指定管理者としても対象となる福祉活動について、差別化された高度な専門的能力を発揮することが期待されている団体である。

収支計算書に示すとおり、平成 24 年度の社協の事業活動収入は 567,586 千円であり、これは那覇市社会福祉センターの指定管理料 37,599 千円の 15 倍超の水準にある。当期収支差額 12,801 千円を含む次期繰越収支差額は 80,775 千円ある。また、平成 25 年 3 月末における総資産 483,593 千円のうち、負債を除く純資産が 318,433 千円を占めている。

(2) 那覇市社会福祉センターについて

那覇市総合福祉センター条例によると、那覇市社会福祉センター(以下、社会福祉センターという)は、(1)市民の福祉の向上のための各種相談に関すること、(2)社会福祉団体のための事務所及これらの団体が行う会議、研修等のための場の提供に関すること、(3)その他福祉の向上に関すること、の事業を行うものとしている。市と社協による基本協定書においても、指定管理者は同条例に基づくよう記されている。

つまり、福祉団体への場の提供のほか、利用者の相談については入居する各専門機関への取次を行うなど、同センターにおける福祉活動がスムーズに行われるよう管理・調整機能を果たすということを、主眼にしているものと思われる。

那覇市総合福祉センター事業 収支計算書			
			単位:千円
科 目	H22年度	H23年度	H24年度
経常活動収入 a	37,638	37,974	38,773
指定管理料	37,599	37,599	37,599
雑収入ほか	39	375	1,174
経常活動支出 b	36,941	37,248	37,459
給与手当・法定福利費	11,896	12,812	11,254
事務消耗品費	836	379	1,016
印刷製本費	332	323	412
水道光熱費	7,273	7,882	8,125
燃料費	371	513	538
修繕費	1,891	928	1,820
通信運搬費	229	215	239
業務委託費	13,717	13,812	13,737
賃借料	211	211	130
雑費他の経費	185	174	187
経常活動収支差額	697	726	1,314
固定資産取得支出	-	-	192
退職共済預け金支出	697	717	746
当期収支差額	0	9	376

直近3年度における収支の実績は、概ね左表のとおりである。

実際に現場に往査し、ヒアリングなどを行ったところ、「総合福祉センター事業」に関わる職員2人・嘱託職員1人は通常、専ら施設の管理・運営に携わっており、直接福祉の現場に係る専門的能力を必ずしも必要としていない。

本来、このような規模の施設において要員3人の体制では、施設の管理や入居団体等の連絡・調整等の業務の他に、余力はあまり生じないように思われるが、現在職員2人において老人憩の家含む老人福祉センター3ヵ所、金城児童館含む児童館3ヵ所の庶務・会計

業務を担っている。

収支計算書に示すように平成24年度の収支実績は、指定管理料37,599千円含む収入計38,773千円に対し、人件費11,254千円、業務委託費13,737千円、水道光熱費8,125千円、退職共済預け金支出745千円など支出計38,396千円であり、収支差額376千円と前2期同様、ほぼ収支が均衡している。社会福祉センターに係る市のモニタリングによれば、経費の削減について電気料金の抑制のみとなっているため、その他の経費の抑制についても積極的な対応を推進、模索することと指摘されている。

【意見】

現在、職員が担っている3児童館及び3老人福祉センターの庶務・会計業務は、各々独立した指定管理者事業の予算を持つ対象施設に係るものであり、社会福祉センターに入居していない児童館、老人福祉センターが過半であることからしても、社会福祉センターの指定管理者事業の予算にて、これを行うのは妥当ではない。

これら児童館、老人福祉センター、社会福祉センターの3事業が、これからもなかば継続的に同一の指定管理者に委ねられる保証はなく、これらの庶務・会計業務に係る人件費は、各々の指定管理者事業の予算において、自ら賄うのが相当である。

他の事業に係る間接業務を行うことを前提としないならば、社会福祉センターの本来業務自体は、施設の維持・管理あるいは、入居団体等の活動を円滑に行わせるための調整業務にあると思料され、社協以外の団体による参入可能性も全く排除されるものでは

ない。

市のモニタリングで経費の削減努力を指摘されているが、仮に不動産管理等、他の民間事業者が指定管理者にあたることを想定した場合、委託費はじめ支出の削減可能性が一段と高まることが予想される。また退職共済預け金支出など、社協独自の費用計上もなくなる。

他団体の参入を図ることは、現実には少なからぬ困難があるものと考えられるが、要は、他の事業の庶務・会計を課すなど一種の参入障壁を排し、指定管理者のおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも効率的な業務執行を促す必要がある。

（３）金城老人憩の家について

金城老人憩の家（以下「憩の家」という。）は老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための便宜を総合的に供与するとともに、市民の福祉向上、健康の保持増進及び地域住民の交流の場として提供するため、設置されたもので、教養講座、レクリエーション、介護予防事業等を実施している。

平成 24 年度の収支報告書は、他の小祿、識名の老人福祉センターとともに老人福祉センター事業全体ベースで、収入 31,322 千円に対し支出 30,681 千円となっており、特に個別の作成は行っていない。憩の家の平成 23 年度の予算によれば、指定管理料 7,002 千円を得て、人件費 4,112 千円、講師謝礼 1,440 千円、修繕費 851 千円などに支出が予定されており、例年、実績に重要な変動はない。

那覇市総合福祉センター条例第 17 条によれば、指定管理者が指定を受ける要件として、市民の平等な利用が確保できること、と定められている。

しかし、市のモニタリングによれば「サークル活動の会議室等の利用について、新たな団体の使用申請が考慮されてなく、新しい団体が使用したくても、すでに既得権のある団体がずっといい時間帯を占めるしくみになっており、これは公平とはいえない。」と指摘されるなど、利用者の公平性が確保されていない。

【意見】

憩の家の利用を希望するにあたり、××同好会など、内容が類似する団体がすでに利用している場合、個人のメンバーとして先行団体に加入させてもらうしかなく、団体としては利用できない。したがって、抽選方式で利用者を決定する、期間を指定して交代で利用する、など何らかの工夫なくして、公平性は保てないものと思われる。

これらの手段を採ることが現実に難しいのであれば、指定管理者として、たとえば社交性が低下し引きこもりがちな高齢者を対象に、交流の機会を設けるなど、老人福祉の高い専門性が必要とされるような取組を優先して行う必要があると思われる。

健常者に対する利用機会をできるだけ公平にする、あるいは、老人福祉の必要度の高

い高齢者へのサービスを厚くすることが、老人福祉センターの利用機会にあまり恵まれない他地域の納税者を納得させるのに有用と考える。

（４）金城児童館について

金城児童館は、那覇市児童館及び児童遊園条例第 1 条の趣旨にしたがい、児童の健全な遊び場の提供に関すること、健康増進に関すること、情操指導に関すること、クラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること等の活動を行っている。

平成 24 年度の収支報告書は、他の小緑、識名の児童館とともに児童館事業全体ベースで、収入 26,749 千円に対し支出 26,730 千円となっており、特に個別の作成は行っていない。金城児童館の平成 24 年度の予算によれば、指定管理料 6,662 千円を得て、人件費 5,982 千円、報賞費 310 千円など運営費 664 千円の支出が予定されており、例年、実績に重要な変動はない。

活動実績については、利用者によるアンケートの集計からも評価が高い状況が窺える。市のモニタリングにおいても他の児童館に比べ、高い評価を得ている。

【意見】

金城児童館は、現状の活動において一定の評価を得ているものであるが、他の児童館にくらべ恵まれたインフラや、他の専門団体との集積の利を活かし、本来は、さらに差別化された児童福祉サービスを行うことが求められていると考えられる。

主に放課後の児童等を対象にした児童館事業は、NPO や他の社会福祉法人においても、指定管理者として相応の活動実績があり、これとは異なるレベルで専門性を発揮する必要がある。

たとえば、不登校児や徘徊児童などについて「居場所」づくりに取り組む活動など、他の事業者においては期待しにくい次元で活動を行うことが望ましく、同児童館のサービスを直接利用することのない市民の評価も得やすい。



那覇市総合福祉センター

キ) 那覇市精神障害者地域生活支援

センター

指定管理者：社団法人 沖縄県精神障害者福祉会連合会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵4丁目7番7号 古波蔵ふれあい館2階
所管課	福祉部障がい福祉課
供用開始年月	平成15年1月6日
設置目的	精神障害者がある有する能力及び適性に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため
設置根拠条例	那覇市精神障害者地域生活支援センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	253.91㎡（2階部分のみ）
延床面積（公有財産表）	253.91㎡（2階部分のみ）
施設取得費	—
開館時間	午前9時～午後7時
休館日	無し
利用料金等	無料
施設の特徴	相談室、静養室、談話室、パソコン室等があり、地域で暮らす精神障害者の「居場所」としての機能を有し、当事者や家族からの生活相談や精神保健医療福祉に関する情報提供の実施。

・指定管理者の概要

指定管理者名	公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会
代表者名（市との関係）	島田 正博（那覇市社会福祉審議会委員）
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）
設立目的（定款・寄付行為等）	（目的）この法人は、全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思

	想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障がい者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上に寄与することを目的とする。 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 (2) 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業及び特定相談支援事業、並びに児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の受託 (4) 精神障害者家族会の育成 (5) 精神保健福祉に関する知識の啓発、研修会等の開催 (6) 訪問介護員の養成研修事業 (7) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業 (8) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 (9) その他この法人の目的達成のために必要な事業
設立年月	1994 年（平成 6）年 10 月
事業内容	精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための事業
指定管理業務の内容	1 センターの利用許可に関する業務 2 障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 9 号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務 3 センターの維持管理に関する業務 4 その他市長が必要と認める業務
指定管理者制度の導入効果	管理者の自覚向上
平成 24 年度指定管理料	21, 431, 000 円
利用料金制の採用の有無	無し
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	12 人 (0 人)	12 人 (0 人)	12 人 (0 人)	7 人 (0 人)	7 人 (0 人)
監事（内、市関係者）	2 人 (0 人)	2 人 (0 人)	2 人 (0 人)	2 人 (0 人)	2 人 (0 人)
合計（内、市関係者）	14 人 (0 人)	14 人 (0 人)	14 人 (0 人)	9 人 (0 人)	9 人 (0 人)

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数） ※常勤	4 人 (0 人)	4 人 (0 人)	4 人 (0 人)	4 人 (0 人)	4 人 (0 人)
非正規職員数（内、市職員数） ※非常勤	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)	1 人 (0 人)

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下、「精神障害者支援センター」という。）は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため」（那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（以下、「条例」という。）第1条）、那覇市古波蔵の「古波蔵ふれあい館」2階に設置されている。

施設の面積は253.91㎡で、平成15年1月6日から供用開始されている。

施設には、相談室、静養室、談話室、パソコン室等があり、地域で暮らす精神障害者の「居場所」としての機能を有し、当事者や家族からの生活相談や精神保健医療福祉に関する情報提供が実施されている。

施設が入っている古波蔵ふれあい館が老朽化しており、移転先を探していたところ、那覇市長田に移転することが決まった。

(2) 指定管理者制度導入について

精神障害者支援センターにおいては、平成18年度より指定管理者が置くこととさ

れ、平成23年度からは、社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会（以下、「精神障害者福祉会連合会」という。）が指定管理者とされている。指定期間は5年である。

精神障害者福祉会連合会は、全国及び県内各地域の家族会及び病院家族会との連携を緊密に行い、精神保健思想の普及啓発を行うとともに、精神障がい者等の地域社会における自立と参加の促進を図り、もって県内の精神障がい者等の福祉の増進及び県民の精神保健の向上に寄与することを目的として、平成6年10月に設立された団体である。なお、社団法人沖縄県精神障害者福祉会連合会は、平成25年度より公益社団法人沖縄県精神保健福祉会連合会に名称変更となっている。

平成24年度の指定管理料は、2,143万1,000円である。

【意見】

精神障害者支援センターは、精神障がい者を支援することを目的とした施設であり、精神障がい者支援に精通し、精神保健福祉活動の実績のある団体が管理運営することで、精神障がい者支援に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、指定管理制度を導入する以前の平成17年度の委託契約料が2,188万6,000円だったのに対し、現在の指定管理料は2,143万1,000円であり、経費削減が図られており、評価できる。

（3）事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第3条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法律」という。）第77条第1項第3号及び第9号）。

- ① 障がい者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業（相談支援事業）。
- ② 障がい者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（地域活動支援センター機能強化事業、地域活動支援センターⅠ型）。

③ その他市長が必要と認める事業

平成24年度の施設の事業実績は、①生活支援事業（憩いの場の提供、パソコン体験コーナーの提供、厨房利用）延利用者数 9,619 名、②生活相談事業（電話相談、来所相談、訪問支援、関係機関同行支援、個別支援会議、夜間電話対応）延相談件数 2,080 名、③地域交流活動推進事業（「なんくるのつどい」の開催、「グランドゴルフ交流会」への参加、なんくるクッキング会の開催、ちゅくいん手作りサークル等）利用者数 590 名、④その他地域生活支援に関する事業（ピアカウンセリング養成講習会、こころの健康講演会の開催等）109 名である。

【意見】

- (1) 精神障害者支援センターの設置目的は、「精神障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため」であり、上記各事業は、法律に規定されたものである。本施設は、法律によって規定された事業を行うものであり、事業内容は妥当なものといえる。

- (2) 精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「相談支援事業」は、上記のとおり、延利用件数 2,080 名であり、相当数の利用があるといえる。

ただし、相談件数中、どのような相談が多いのか、その相談内容が明らかでない。相談内容は多種多様だと思われるが、今後の相談事業を効果的、効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであろう。その際、福祉サービスの利用援助（情報提供）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等の分類を参考にするとよからう。

- (3) 本施設の事業のうち、地域活動支援センターⅠ型の事業内容は、基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと）に加え、「専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業」である（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長平成18年8月1日通達「地域生活支援事業の実施について」）。

精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「生活支援事業」は、利用者に活動の機会を提供するものであり、その延利用者数は 9,619 名とそれなりの利用実績があるといえよう。ただし、平成20年度が延利用者数 13,275 名だったが、以降、年々利用者数は減少している。平成20年と比べて約3割も利用者数が減少しているのは問題であり、利用者のアンケート等により利用者のニーズを適確に把握する等して、利用者数回復を目指すべきである。

また、精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「地域交流活動推進事業」は、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボラン

ティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発に関するものであり、地域活動支援センターⅠ型に関するものであるが、参加者数 109 名は、やや少ないように思えるため、より一層の参加者数増加が望まれる。

さらに、精神障害者福祉会連合会が本施設で行っている「地域交流活動推進事業」は、利用者に活動の機会を提供するものであるが、年間利用者数 590 名は評価できる。ただし、地域活動支援センター機能強化事業で求められているのは、創作的活動又は生産活動の機会の提供であり、単なる交流の場の提供だけではなく、絵画、陶芸、書道等のより創作的、生産的な活動が行われた方がよからう。

(4) 決算の状況について

精神障害者支援センターに対する指定管理料は、「相談支援事業」について 9 4 3 万 1,000 円、「地域活動支援センターⅠ型事業」について 1,200 万円の合計 2,143 万 1,000 円とされる。

そして、指定管理者は、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」に分けて別の決算書を作成しており、事業毎に別会計で処理をしている。

平成 24 年度決算書によると、「地域活動支援センターⅠ型事業」について、委託料収入 1,200 万円に対し、年度支出も 1,200 万円であり、収支が完全に一致している。また、「相談支援事業」についても、委託料収入 9 4 3 万 1,000 円に対し、年度支出も 9 4 3 万 1,000 円であり、収支が完全に一致している。このように収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整して、あえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。現在の支出明細書では、精神障害者福祉会連合会による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

したがって、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

また、そもそも、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」は事業内容が密接に関連しており、担当職員を厳密に分けるべきではなく、人件費を分けることはできないはずである。また、単一施設で運営を行っている以上、報償費（事務管理指導費）、委託料（ごみ回収、清掃委託）、会計処理費（税理士）、消耗品費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、自動車損害保険料、使用料・賃借料（ダスキン、軽自動

車) などについて、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」のどちらの事業によるものかを判別することなど不可能である。

このように、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」で別の補助金が出され、市において別事業としての扱いがなされているとしても、指定管理者において、別会計とすることは妥当でなく、単一会計の処理とすべきである。

(5) 職員の状況について

職員は、常勤（正規職員）４名、非常勤（非正規職員）１名の合計５名である。

平成２４年度決算書によると、人件費は合計１,６０８万７,０４８円であり、指定管理料２,１４３万１,０００円の約７５％を占める。

【意見】

指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、今後の指定管理料の見直しに際しては、人件費について詳細に確認する必要があるだろう。また、上記のとおり、「相談支援事業」と「地域活動支援センターⅠ型事業」で人件費を分けて計上しているが、事業毎に分けずに職員毎の給料を明示すべきであろう。

この施設は、精神障がい者支援が目的とされ、それに対応しうる専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならない。現在、相談件数に比して相談員が足りない状態のようであり、サービス向上のために、今後、相談員を増加せざるを得ないことから、人材確保や人材育成のためには、適切な職員体制と人件費の確保が重要である。

さらに、職員の賃金が、適切な賃金体制なのか否か等、労働者保護の観点から、より詳細なモニタリングを行うべきであり、個人名までは報告せずとも、職員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。精神障害者福祉会連合会は、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべしであり、市はこの点を把握すべきである。



那覇市精神障害者地域生活支援センター
が入居する那覇市古波蔵ふれあい会館
(市 HP より転載)

ク) 那覇市障がい者福祉センター

指定管理者：社団法人 那覇市身体障害者福祉協会

・施設の概要

項 目	内 容
所在地	那覇市古島2丁目14番地4
所管課	福祉部障がい福祉課
供用開始年月	昭和58年4月11日
設置目的	障がい者の福祉の増進を図るため
設置根拠条例	那覇市障がい者福祉センター条例
主な施設種類	福祉施設
敷地面積（公有財産表）	2,803.11㎡
延床面積（公有財産表）	595.97㎡
施設取得費	284,309,000円（建築費及び用地取得費）
開館時間	午前9時から午後5時まで
休館日	土・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、 12月29日から翌年の1月3日、6月23日(慰霊の日)
利用料金等	無料
施設の特徴	リハビリで使用する機能訓練室や入浴室を備えている。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社団法人 那覇市身体障害者福祉協会
代表者名（市との関係）	会長 高良 幸勇（本市との関係はなし）
指定期間	平成21年4月1日から平成26年3月31日(5年間)
設立目的（定款・寄付行為等）	定款 第3条 身体障がい者福祉の基本的理念の実現のために、身体障がい者の社会参加、自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。
設立年月	昭和32年4月
事業内容	1 身体障がい者の福祉事業の企画、実施、調査研究 2 障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅡ型事業

	3 那覇市障がい者福祉センターの指定管理業務 4 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業 5 那覇市から受託する障がい者運動会及び障がい者美術展の運営業務 6 その他、同協会の目的達成のために必要な事業
指定管理業務の内容	障害者総合支援法に基づく地域活動支援センターⅡ型事業及び施設維持管理業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同 上
指定管理者制度の導入効果	管理者や職員が事業に対して自覚と責任感を持つようになった。
平成 24 年度指定管理料	41,540,000 円
利用料金制の採用の有無	無し
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事(市関係者は不存在)	20 人	19 人	20 人	20 人	20 人
監事(市関係者は不存在)	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人
合計(市関係者は不存在)	21 人	21 人	22 人	22 人	22 人

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数(市職員は不存在)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
非正規職員数(市職員は不存在)	11 人	11 人	11 人	11 人	11 人

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

那覇市障がい者福祉センター（以下、「障がい者福祉センター」という。）は、「障がい者の福祉の増進を図るため」（那覇市障がい者福祉センター条例（以下、「条例」という。）第1条）、設置されている。在宅で生活している障がいのある方々が、機能訓練・創作的活動事業等を通じて生活の改善、身体機能の維持向上を目指すことにより、障がい者の自立と社会参加を促進し、もって障がい者の福祉の増進を図ることを目的とされている。

敷地面積2,803.11㎡、延床面積595.97㎡であり、昭和58年4月11日から供用開始されている。施設には、社会適応訓練室、作業室、機能回復訓練室、静養室、入浴室、相談室等がある。

(2) 指定管理者制度導入について

障がい者福祉センターにおいては、平成18年度より指定管理者が置くこととされ、平成21年度からは、社団法人那覇市身体障害者福祉協会（以下、「身体障害者福祉協会」という。）が指定管理者とされている。指定期間は5年である。

身体障害者福祉協会は、身体障がい者福祉の基本的理念の実現のために、身体障がい者の社会参加、自立生活の促進及び社会生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として、昭和32年4月に設立された団体である。

平成24年度の指定管理料は、4,154万円である。

【意見】

障がい者福祉センターは、身体障がい者を支援することを目的とした施設であり、身体障がい者支援に精通し、身体障がい者福祉活動の実績のある団体が管理運営することで、身体障がい者支援に関する専門性を活かした施設運営や、市民のニーズを汲み取ったサービス提供を可能とすることができるのであり、まさに指定管理者制度を導入するに相応しい施設といえる。施設の目的達成に資する民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、身体障がい者に対する福祉サービスについては、制度が変遷しておりサービス内容が若干変動しているため、一概に以前の経費と比較することはできないが、指定管理制度を導入する以前の平成17年度の管理委託料（377万1,000円）とデイサービス事業（4,702万4,000円）の合計が5,079万5,000円だったのに対し、平成18年度のデイサービス事業（2,131万7,000円）とⅡ型事業委託料（1,670万円）、指定管理料（550万6,000円）の合計が4,352万3,000円、平成19年度と平成20年度のⅡ型事業委託料と指定管理料の合計

が4,154万円、平成21年度以降の指定管理料は4,154万円であり、経費削減が図られており、評価できる。

(3) 指定管理者について

身体障害者福祉協会の平成20年度の一般会計収支計算書によると、収入・支出ともに6,466万1,000円の収支予算である。そして、収入の中で最も大きいのは、地域活動支援センターⅡ型事業の3,340万円、次いで大きいのが障がい者福祉センター指定管理運営事業の814万円であり、障がい者福祉センターの収入4,154万円は、予算規模の約64%を占める。また、身体障害者福祉協会の収入には、市から目的外使用許可を得て、市内全域に約50台の自販機を設置したことによる自販機収入が合計680万円含まれており、その内2台は、障がい者福祉センターにも設置されていることから、この自販機2台分の収入を加えると、身体障害者福祉協会の収入の中で、障がい者福祉センターにおける収入が占める割合は更に高くなる。

身体障害者福祉協会は、平成15年2月17日より、障がい者福祉センターが設置されている「那覇市古島二丁目14番地4」に主たる事務所を置いている。

【意見】

上記のとおり、身体障害者福祉協会の予算規模の中で、障がい者福祉センターにおける収入が多数を占めており、身体障害者福祉協会の運営は、障がい者福祉センターの運営に依存していると言っても過言でない状態である。特に、障がい福祉センターにおける職員は、正規職員1名、非正規職員11名の合計12名であるが、かかる職員の人件費を賄うのは、指定管理料であり、指定管理者選定から外れた場合、職員を雇用しつづけることは不可能であろう。仮に指定管理者から外れた場合には、職員を解雇せざるをえないというのは、職員にとっても著しく酷である。

また、本施設は、長年、身体障害者福祉協会が管理運営を行っており、平成21年度からの指定管理者の公募においても、同団体のみが応募していた。身体障害者福祉協会は、従前より、障がい者福祉センターの委託を受け、継続的にその業務を担っているが、職員やサービス内容が変わることを望まない利用者のニーズもあり、施設運営者が変わることは、長期的安定的な利用を阻害してしまうことになるため、同一の団体が継続的安定的な施設運営をすることも重要である。このような観点から、身体障害者福祉協会が継続して障がい者福祉センターの業務を行うことは妥当であろう。

他方で、指定管理者を公募しているのは、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できるからであり、複数業者の応募も期待されるところである。

身体障害者福祉協会は、団体の運営が障がい者福祉センターの運営に依存している

ことを自覚し、今後も障がい者福祉センターの指定管理者に必ず選定されるわけではないことに留意し、職員の雇用を守るためにも、一層のサービス向上、経費削減に努めるべきであろう。

身体障害者福祉協会の主たる事務所が、障がい者福祉センターの建物内となっていることは問題である。障がい者福祉センターは、市が所有している建物であるが、身体障害者福祉協会は、事務所部分の賃料を払っておらず、無償で使っているものと思われる。ただし、市と身体障害者福祉協会との間で、当該建物を無償で貸借する契約（使用貸借契約）を締結しているわけではない。建物は、市の公有資産なのであるから、いくら指定管理者といえども、その場所に主たる事務所を置くべきではない。仮に主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な貸借契約を締結すべきであろう。

（４）事業の妥当性及び実施状況について

条例上の事業は、以下のとおりである（条例第３条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法律」という。）第７７条第１項第９号）。

- ① 障害者等につき、地域活動支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（地域活動支援センター機能強化事業、地域活動支援センターⅡ型）。
- ② 障害福祉サービス事業
- ③ 障がい者に関する各種の相談事業
- ④ 障がい者に対する機能訓練事業
- ⑤ その他市長が必要と認める事業

平成２４年度の施設の事業実績は、上記各事業のうち、①地域活動支援センターⅡ型の延利用者数は１０,３７９名（開所日数２４２名）、１日平均利用者数は４３名である。③障がい者に対する相談事業は、那覇身協相談員、ピアカウンセラー、地域包括支援センター、地域生活支援センター等と連携して実施された。センター利用についての相談・見学件数は１２８件であった。④障がい者に対する機能訓練事業として、地域生活支援センターⅡ型事業における機能訓練を除いて、自主リハビリを希望する方への機能訓練としての場・交流の場の提供、土曜日の自主サークル活動としての施設の提供が行われた。②障害福祉サービス事業は、行われていなかった。

【意見】

ア 障がい者福祉センターの設置目的は、「障がい者の福祉の増進を図るため」であることから、上記各事業は、目的に沿ったものといえ、事業内容は妥当なものといえる。

ただし、地域活動支援センターⅡ型事業の中心的な事業として機能訓練が行われているが、それとは別途、「障がい者に対する機能訓練」を事業としてあげる必要性が不明である。地域活動支援センターⅡ型事業には、機能訓練が含まれるのであるから、別途機能訓練を事業としてあげる必要性はないのではないだろうか。

したがって、上記各事業のうち、④障がい者に対する機能訓練については、①地域活動支援センターⅡ型事業に統一して構わないと考える。

イ 上記各事業のうち、②障害福祉サービス事業は、平成24年度においては実施されていなかった。この点、条例上、障がい者福祉センターにおいて、当該事業を行うこととされているにもかかわらず、事業が全く行われていなかったのは問題である。この点、那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項においても、障害福祉サービス事業については、指定管理者の業務内容に入れられておらず、もともと市においても、障害者福祉サービスについては、指定管理者の業務として捉えていなかった。市において、条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。

ウ 上記各事業のうち、②障がい者に関する各種の相談事業は、上記のとおり行われているが、センター利用についての相談・見学件数以外の相談実績件数が明らかでない。相談事業の実績を把握するために、詳細な相談件数の集計を取るべきである。

その際、福祉サービスの利用援助（情報提供）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のための必要な援助、専門機関の紹介等の分類を参考にするとよからう。

エ 地域活動支援センターⅡ型の事業内容は、基礎的事業（利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うこと）に加え、「地域において雇用・就労が困難な住宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する」ことである（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長平成18年8月1日通達「地域生活支援事業の実施について」）。

上記各事業のうち、①地域活動支援センターⅡ型事業は、まさしくこの事業であり、利用者数は10,379名（開所日数242名）、1日平均利用者数は43名であることから、それなりの利用実績があるといえる。また、平成20年度は利用者数7,304名、1日平均利用者数30名、平成21年度は利用者数9,346名、1日平均利用者数は39名、平成22年度は利用者数9,791名、1日平均利用者数は41名、平成23年度は利用者数9,769名、1日平均利用者数は41名であり、利用者の増加が認められ、評価できる。

(5) 決算の状況について

平成24年度決算書によると、支出は4,154万円であり、指定管理料収入4,154万円と同額である。このように収入と支出が完全に一致するということはおよそ考えられず、金額を調整して、あえて同額になるよう収入と支出の金額を合わせているものと思われるが、このように収支同額となるような決算書は、実際の収支が正確に記載されたものとはいえない。

また、障がい者福祉センターにおいては、入浴に係る光熱費として1回200円を徴収しているが、この光熱費徴収分について収入としての計上がなされていない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、このような決算書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、問題である。現在の支出明細書では、身体障害者福祉協会による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

そこで、予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

また、光熱費について徴収しているのであれば、光熱費徴収についての収入を計上すべきである。

(6) 職員の状況について

職員は、常勤（正規職員）1名、非常勤（非正規職員）11名の合計12名である。平成24年度決算書によると、人件費は合計2,813万1,163円であり、指定管理料4,154万円の約68%を占める。

【意見】

本件指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費である。

本施設は、精神障がい者支援が目的とされ、それに対応する専門家が必要である。そのような専門家を確保し、継続的に維持するためには、相当の人件費を負担しなければならない。サービス向上のための人材確保、人材育成のために、適切な職員体制と人件費の確保が重要である。

この点、本施設の職員は、12名中11名が非正規職員であり、圧倒的多数の職員が不安定な雇用状態である。指定管理者の職員は、指定管理期間中のみという期間が定められることがあり、指定管理期間の満了によって職を失うケースがあることから、人材確保、人材育成のためには、適切な勤務条件、勤務体制が必要であり、不安定雇

用の状態を続けるのは望ましいとはいえない。

また、身体障害者福祉協会は、職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべであり、市はこの点を把握すべきである。



ケ) 那覇市安謝複合施設（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、安謝老人憩の家、安謝児童館）

指定管理者：日本赤十字社沖縄県支部

・施設の概要（特別養護老人ホーム）

項目	内容
所在地	那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成 10 年 4 月 1 日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	2 人部屋、4 人部屋、静養室、食堂、機能訓練室、浴室、 医務室・看護師室、全身消毒室
敷地面積 (公有財産表)	8,773 m ²
延床面積 (公有財産表)	4859.66 m ²
施設取得費	1,374,733,013 円
開館時間	—
休館日	—
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（老人デイサービスセンター）

項目	内容
所在地	那覇市安謝 2 丁目 15 番 2 号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成 10 年 4 月 1 日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	機能訓練室、トイレ、事務所
敷地面積 (公有財産表)	8,773 m ²
延床面積 (公有財産表)	360.32 m ²
施設取得費	123,354,564 円
開館時間	午前 9 時から午後 4 時まで
休館日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（安謝老人憩の家）

項目	内容
所在地	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号
所管課	ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	平成 10 年 4 月 1 日
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資する。
設置根拠条例	那覇市安謝福祉複合施設条例
主な施設種類	大ホール・中広間・事務室・浴室(男女)・談話室
敷地面積（公有財産表）	8,773 m ²

延床面積（公有財産表）	411.94 m ²
施設取得費	—
開館時間	午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人憩の家、児童館、保育所、市営住宅等の複合施設である。

・施設の概要（安謝児童館）

項目	内容
所在地	那覇市安謝 2 丁目 15 番 1 号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成 10 年 3 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	400.62 m ²
施設取得費	
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条の国民の祝日(こどもの日を除く。）・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
利用料金等	有
施設の特徴	安謝福祉複合施設内に設置。

・指定管理者の概要

指定管理者名	日本赤十字社 沖縄県支部
代表者名（市との関係）	支部長 仲井眞 弘多
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款第 3 条）本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。
設立年月	昭和 27 年 8 月
事業内容	社会福祉事業
指定管理業務の内容	那覇市安謝特別養護老人ホーム及び那覇市安謝デイサービスセンターの管理運営事業
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	介護保険施設であるため、介護報酬にて管理運営を行っていることから、指定管理制度導の特段の効果はなし。
平成 24 年度指定管理料	10,247,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
評議員（内、市関係者）	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)
合計（内、市関係者）	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)	21 人 (16 人)

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	44 人	41 人	44 人	43 人	46 人
非正規職員数（内、市職員数）	43 人	46 人	46 人	46 人	47 人

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

那覇市安謝複合施設（以下、安謝福祉複合施設という）は、那覇新都心及び国道 5 8 号線に隣接し、利便性にすぐれた立地条件の下にある。また、市営住宅や小学校が隣接しており、住環境としても整っている。

同複合施設は、安謝市営住宅の建替えと同時に那覇市安謝特別養護老人ホーム(以下、特別養護老人ホームという)を中心に安謝老人デイサービスセンター(以下、デイサービスセンターという)、那覇市安謝老人憩の家(以下、安謝老人憩の家という)及び那覇市安謝児童館（以下、安謝児童館という）の福祉施設を建設したもので、施設間交流や世代間交流のできる施設、地域間交流のできる地域に開かれた施設として、「やさしさの再現できるまちづくり」を理念に、地域住民が互いに支え合う内外に開かれた施設として設置され、平成 1 0 年 4 月 1 日に事業を開始している。平成 1 8 年の指定管理者制度の導入にあたり、施設設置の経緯から、当初 5 年間については、非公募とされ、当初からの管理委託先であった日本赤十字社沖縄県支部が指定管理者となり、管理運営を行っていた。

特別養護老人ホーム及び安謝老人デイサービスセンターについては、平成 2 3 年度以降の運営の在り方について、①指定管理者制度の継続、②譲渡(無償・有償)、貸付（無償・有償）が検討された結果、指定管理者制度を取りやめ、平成 2 5 年 4 月 1 日より無償により期間を定めず貸付ける使用貸借契約による方法に変更されている。借受法人募集が行われ、3 法人が応募し、選考の結果、日本赤十字社沖縄県支部が使用貸借者となっている。

児童館及び安謝老人憩の家については、指定管理者の公募が行われたが、応募者が現指定管理者日本赤十字社沖縄県支部 1 社しかなく継続して、指定管理者となって事業を行っている。

複合施設の事業用地は 8, 7 7 3 m²で、うち、安謝老人憩の家 4 1 1. 9 4 m²、安謝児童館 6 1 8. 4 2 m²、那覇市安謝特別養護老人ホーム(収容定員 1 0 0 床、短期入所 5 床) 4 8 5 9. 6 6 m²、安謝老人デイサービスセンター(定員 3 5 人) 3 6 0. 3 2 m²である。

特別養護老人ホームの施設取得費は、1, 4 2 2, 4 7 1 千円、デイサービスセンターの施設取得費は 1 3 0, 8 0 5 千円、財源は、国庫補助金、沖縄県負担金、市債、一般財源である。

【意見】

那覇市は、上記老人ホーム及びデイサービスセンターの指定管理者制度を取りやめて、民営化へ移行する方法として、無償の使用貸借方法を採用している。両施設の事業は、介護保険収入(利用料金方式)で賄われており、指定管理者制度採用時においても那覇市が負担する指定管理料は発生していない。民営化によって、那覇市職員が指定管理者制度のもとでおこなっていた事務管理業務はなくなるが、使用貸借の条件が履行されているか監督する業務が発生する。民営化前の市職員人件費負担額は年間13,192千円なので、市職員の業務量の減少に伴う人件費の負担割合の減少によるコスト削減効果は期待される。那覇市は民営化において、無償貸付（使用貸借）の方法を選択した理由として、①国庫補助金の返還、市債の繰上償還を要しないこと②「無償譲渡」の場合は、当該施設を普通財産に変更せざるを得ないが、譲渡を受けた者の運用によっては、他の施設の支障になりかねない危険性があること。③無償貸借（使用貸借）により、修繕義務、修繕費用の負担及び瑕疵担保責任が借主の負担となることをあげている。

修繕について、使用借人日本赤十字社沖縄県支部は、安謝福祉複合施設中長期事業整備計画表を作成しており、那覇市は、施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り適性に行われているか定期的に検査する必要がある。また、大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てることになっているが、計画通り積立金が積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。

（２）利用料金について

那覇市安謝福祉複合施設条例（改正平成18年3月31日条例第25号）では、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、那覇市安謝保育所については、利用料金の条項が設定されているが、安謝老人憩の家及び安謝児童館については、利用料金の設定がない。

【意見】

安謝老人憩の家及び安謝児童館については、他の老人福祉センター、老人憩の家、児童館と同様に利用料金制にし、指定管理者が利用料金を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。

（３）人件費について

那覇市安謝児童館及び安謝老人憩の家の職員は、館長以下7名全員が臨時職員である。1人あたり平均人件費（法定福利費を除く）は、年間2,235千円で、同じ複合施設内の特別養護老人ホーム、老人ディサービス事業の正職員1人あたり平均人件費（賞与を含み法定福利費を除く）年間4,492千円の49%となっている。また、同施設を担当している市職員の48%となっている。

【意見】

安謝老人憩の家及び安謝児童館の指定管理料積算額における人件費は、臨時職員の人件費支出に基づき計算されており、また、末吉老人福祉センター、壺川老人福祉センター、辻老人憩の家、小禄老人福祉センター、識名老人福祉センターにおいても、非常勤もしくは、嘱託職員の人件費に基づき計算されている。指定管理者制度導入によるコスト削減効果は、臨時、非常勤、嘱託等の正職員に比べて比較的低い人件費によってもたらされている。業務に応じた適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。

（４）資金収支内訳表について

指定管理人日本赤十字社の平成２４年度資金収支内訳表における安謝老人憩の家と安謝児童館の収支差額はゼロとなっており、指定管理料の受託と管理運営費は同額になっている。

【意見】

管理運営費を指定管理料の範囲内に収めたもので、本来負担すべき人件費の一部を特別養護老人ホーム勘定に負担させている。結果、安謝老人憩の家及び安謝児童館の支出は適正に表示されていない。指定管理者制度は、住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的とされているが、収支状況が適正に表示されていない決算書では、サービス水準に比し、指定管理料の設定水準が適切であったか評価できないので、改める必要がある。

写真左から 安謝特別養護老人ホーム 安謝児童館 安謝老人憩の家



コ) 那覇市末吉老人福祉センター、那覇市 壺川老人福祉センター、那覇市辻老 人憩の家

指定管理者：社会福祉法人 陽風会

児童館・老人福祉センター（併設型施設） 小禄児童館及び小禄老人福祉センター、 識名児童館及び識名老人福祉センター

指定管理者：社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会

・施設の概要（末吉老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市首里末吉町2丁目14番地
所管課	福祉部ちやーがんじゅう課
供用開始年月	昭和50年9月
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・集会室・教養室・娯楽室・多目的ホール・トイレ・浴室・囲碁室・ラウンジ 他
敷地面積 (公有財産表)	3,302.20 m ²
延床面積 (公有財産表)	931.98 m ² (1階：494.44 m ² 、2階：437.54 m ²)
施設取得費	146,866,000 円

開館時間	午前 10 時から午後 5 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 2 条の休日(敬老の日を除く。) (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日(慰霊の日)
利用料金等	有

・施設の概要（壺川老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市壺川 2 丁目 3 番 1 1 号
所管課	福祉部ちやーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 56 年 5 月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・教養室・娯楽室・多目的ホール・トイレ・浴室 他
敷地面積 (公有財産表)	2,587.46 m ²
延床面積 (公有財産表)	1,091.31 m ² (1 階 : 590.91 m ² 、2 階 : 500.40 m ²)
施設取得費	529,876,000 円
開館時間	午前 10 時から午後 5 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 2 条の休日(敬老の日を除く。) (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日(慰霊の日)
利用料金等	有
施設の特徴	本市の老人福祉センターの中でも施設規模が一番大きい。

・施設の概要（辻老人憩の家）

項目	内容
所在地	那覇市辻2丁目14番1号（市営住宅内）
所管課	福祉部チャージョウ課
供用開始年月	平成3年10月
設置目的	60歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人憩の家条例
主な施設種類	事務室・談話室・会議室・健康室・大広間・トイレ・浴室
敷地面積 （公有財産表）	市営住宅内
延床面積 （公有財産表）	480.00 m ² （1階：173.00 m ² 、地下1階：307.00 m ² ）
施設取得費	—
開館時間	午前10時から午後5時まで
休館日	（1）日曜日 （2）国民の祝日に関する法律第2条の休日（敬老の日を除く。） （3）12月29日から翌年の1月3日までの日 （4）6月23日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	市営住宅内にあり、広間が地下にあるなど、施設自体が小規模である。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人 陽風会
代表者名（市との関係）	理事長 高良 健
指定期間	平成21年4月1日～平成26年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の移行を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるように支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

設立年月	平成 18 年 3 月 2 日
事業内容	社会福祉事業
指定管理業務の内容	那覇市末吉老人福祉センター、那覇市壺川老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家の管理運営に関する事。
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	健康の保持・増進に関する講座等の開設により、高齢者の介護予防に寄与している。
平成 24 年度指定管理料	那覇市末吉老人福祉センター 10,932,000 円 那覇市壺川老人福祉センター 11,514,000 円 那覇市辻老人憩の家 9,139,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	6	6	6	6	6
監事（内、市関係者）	2	2	2	2	2
合計（内、市関係者）	8	8	8	8	8

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	6	6	6	6	4
非正規職員数（内、市職員数）	3	3	3	3	5

末吉老人福祉センター 3 人

壺川老人福祉センター 3 人

辻老人憩の家 3 人

・施設の概要（小禄児童館）

項目	内容
所在地	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和 59 年 5 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	—
延床面積（公有財産表）	457.42 m ²
施設取得費	168,218,000 円
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条の国民の祝日(こどもの日を除く。）・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
利用料金等	有
施設の特徴	小禄老人福祉センター併設の施設。

・施設の概要（小禄老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市小禄 5 丁目 4 番地 2
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 59 年 4 月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・休憩室・娛樂室・教養・図書室・陶芸室・トイレ・浴室 他
敷地面積（公有財産表）	3,373.08 m ²
延床面積（公有財産表）	799.61 m ² + 14.85 m ² （陶芸室） (1 階：401.53 m ² 、2 階：398.08 m ²)

施設取得費	342, 880, 000 円
開館時間	午前 10 時から午後 5 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 2 条の休日(敬老の日を除く。) (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日(慰霊の日)
利用料金等	有
施設の特徴	敷地内に児童館が併設されている。

・施設の概要（識名児童館）

項目	内容
所在地	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和 60 年 1 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	－
延床面積（公有財産表）	498. 94m ²
施設取得費	274, 530, 000 円
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条の国民の祝日(こどもの日を除く。）・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
利用料金等	有
施設の特徴	識名老人福祉センター併設の施設。

・施設の概要（識名老人福祉センター）

項目	内容
所在地	那覇市識名 2 丁目 5 番 5 号
所管課	福祉部ちゃーがんじゅう課
供用開始年月	昭和 60 年 2 月
設置目的	60 歳以上の市民に教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、心身の健康増進を図る。
設置根拠条例	那覇市老人福祉センター条例
主な施設種類	相談室・機能訓練回復室・大広間・休憩室・娯楽室・教養室・図書室・陶芸室・トイレ・浴室 他
敷地面積（公有財産表）	5,798 m ²
延床面積（公有財産表）	793.85 m ² + 18.13 m ² （陶芸室） （1 階：613.38 m ² 、2 階：180.47 m ² ）
施設取得費	421,380,000 円
開館時間	午前 10 時から午後 5 時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 2 条の休日（敬老の日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	有
施設の特徴	同一敷地内に児童館が併設されている。本市の老人福祉センターでは敷地が一番大きく、グラウンドも大きい。

・指定管理者の概要（一部抜粋）

指定管理者制度の導入効果	地域における福祉活動推進の中核である那覇市社会福祉協議会と、各種団体の機能充実強化、福祉ボランティアの育成強化を図っている。老人福祉センター・児童館の機能を併設し、子どもからお年寄りまでの（世代間・地域間・障がい者と健常者）交流を行う場として、地域福祉活動の拠点となっている。
平成 24 年度指定管理料	51,263,000 円（児童館分も含む）
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
非正規職員数（内、市職員数）	7（0）	21（0）	21（0）	21（0）	22（0）

1. 監査の結果と意見

（1）施設の状況について

那覇市壺川老人福祉センター、那覇市末吉老人福祉センター、辻老人憩の家は単独型の施設で、公募の結果、社会福祉法人陽風会が指定管理者となっている。

那覇市識名老人福祉センター・那覇市識名児童館、那覇市小禄老人福祉センター・那覇市小禄児童館は、福祉センターと児童館の併設型施設で、公募の結果、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

上記5施設のうち、那覇市壺川老人福祉センターの視察を行った。

【意見】

壺川老人福祉センターは、2階建てで、エレベーターの設置はない。1階は車椅子用スロープがあり、障害者用トイレが設置されているが、比較的元気なお年寄りが利用しており、車椅子の利用者がいないためか、障害者用トイレが清掃用具置き場になっていた。利用できないほどの状況ではなかったが、障害者用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。

また、当老人福祉センター開設（昭和56年5月）時、起債により取得したソーラーシステム設備（61,490千円）は、現在使用不能となっているが、撤去費用がかかるということで撤去されず機械管理室に取り付けられたままになっていた。ソーラーシステムを、撤去することにより機械管理室は別途の用途に使用可能と思われるので、施設の有効活用の面から検討を要する。また、多額の機械設備等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。

（2）指定管理者の選定基準について

社会福祉法人陽風会（以下、陽風会という）は、平成21年度から壺川老人福祉センター、末吉老人福祉センター、辻老人憩の家の指定管理者となっており、前任指定管理者は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（以下、社会福祉協議会という）である。利用状況の推移をみると、陽風会が指定管理者になったあとの利用者数は、壺川

老人福祉センターが平成20年度51,326人から平成24年度は11,167人増加して、62,493人(21%増)、末吉老人福祉センターが39,169人から1,244人減少して、37,925人、辻老人憩の家は26,126人から1,499人増加して27,625人となっている。壺川老人福祉センターの利用者の大幅増加は、健康志向の利用者ニーズを把握して、健康体操等の運動メニューを多く取り入れた成果だと思われる。

【意見】

選定にあたって、併設型及び単独型で那覇市社会福祉協議会が指定管理者の第1次候補者となるが、那覇市老人福祉センター等及び児童館指定管理者募集要項により、1つの団体が両方の指定管理者を受けることが出来ないため、社会福祉協議会が併設型を選択した結果、単独型で2番目に高い評価を得ていた陽風会が指定管理者の候補として、選定されたものである。社会福祉協議会は、選定時現在の併設型及び単独型の指定管理者であり、審査項目において、最も高い評価を得ている。前任の指定管理者がその実績により、高い評価を得ることは、安定的、継続的に施設運営を行っていく上で、一概に否定できないが、指定管理者異動後における利用状況、アンケート結果が、利用者から好評であることから、新規事業者によるサービスの向上が伺える。指定管理者選定の審査表における審査項目、評価基準の配点において、応募者の評価における公平性が保たれるように、実績のあるものが常に高い評価を得ることがないように審査基準、評価基準の配点を検討する必要があるものと思われる。

(3) 浴室利用状況について

老人福祉センター、老人憩の家には、入浴場が設置され、入浴サービス事業が行われている、入浴料サービスは、無料で提供されているにもかかわらず、安謝老人憩の家を除き、各施設の入浴サービス利用者数は少ない。老人福祉センターに浴場が設けられているのは、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について(昭和52年8月社老第48号社会局長通知)」により、「老人福祉センター設置運営要綱」に、浴場を設けるように定められているからである。老人憩の家については、「老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月社老第88号)厚生省社会局長通知」により「老人憩の家設置運営要綱」が定められているが、これに浴場を設けるよう定められているわけではないので、浴場を設置しなくてもよいということになっている。浴室利用は無料で提供されているに関わらず、次表、浴室利用状況が示すように安謝老人憩の家を除き浴室利用者は少ない。

浴室利用状況

平成24年度
実績

	入浴回数	延利用者数 (人)	1回あたり入浴 者数(人)
壺川老人福祉センター	91	597	6.56
末吉老人福祉センター	90	245	2.72
辻老人憩の家	88	770	8.75
小禄老人福祉センター	利用はシャワーのみで年間4日程度(人数は1日あたり3～4人)		
識名老人福祉センター	故障のため利用定止中		
安謝老人憩の家	98	2,841	28.99
計	367	4,453	12.13
条例に定めた入浴料1回100円 (円)		445,300	
水道料金概算(円)※		640,365	

※那覇市提出資料

【意見】

入浴設備について、安謝老人憩の家の浴室は、明るく広く、利用者は、比較的多いが、その他の老人憩の家、老人福祉センターにおいては、利用者数は少ない。条例において入浴料は1回100円と定められているが、どの施設においても入浴サービスは無料で提供されている。老人福祉センターに浴場設備を設ける根拠となっている要綱は、昭和52年に制定されたもので、現在の利用者ニーズにあわない側面もある。入浴サービス利用者が少ない理由について、アンケート結果も参考に、今後、入浴設備を充実させて利用者を増やしていく方向に行くのか、福祉センターに入浴サービスが利用者から求められているのかコスト面も含め検討し、場合によっては、施設ごとに廃止すべきかどうかとも検討すべきである。

(4) 施設利用料について

地方自治法において、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる(地方自治法第244条の2第8項)とされており、那覇市においても老人福祉センター、老人憩の家について、条例により利用料金が定められており、利用者からの利用料を直接指定管理者の収入とすることができる利用料金制が採用され

ている。しかしながら、各老人福祉センター、各老人憩の家の指定管理者陽風会及び社会福祉協議会は、利用サービスを無料で提供しており、利用料金を得ていない。各指定管理者の決算書においても、利用料収入はなく、指定管理料のみで運営している。

【意見】

利用料金制は、指定管理者にとっては、市からの指定管理料と利用料の両方の収入を得ることができるので、メリットがあると思われるが、利用料金制が採用されている老人福祉センター、老人憩の家の管理運営において、指定管理者は、利用者から利用料を得ることなく免除している。老人福祉センター及び老人憩の家の施設利用料金は、那覇市行政財産使用料条例に基づき定められており、冷房費、入浴料においては実績数値を基礎に算定されている。冷房費と入浴料に関する経費は、指定管理料の積算において、光熱水費として加味されており、利用料金制による指定管理料の削減効果は発生していない。利用料金制において、指定管理者が利用料金制を活用することを前提にした指定管理料を積算すべきである。

(5) 財務状況について

那覇市壺川老人福祉センター、那覇市末吉老人福祉センター、那覇市辻老人憩の家の指定管理者、社会福祉法人陽風会の平成24年度拠点区分資金収支明細書によると、壺川老人福祉センターの事業活動資金収支差額は56千円の支出超、末吉老人福祉センターは57千円の支出超、辻老人憩の家は、85千円支出超で、ほぼ収支ゼロに近い決算となっている。指定管理料の収入の範囲内に支出を納めるために費目を調整したものと推測される。陽風会は、ケアハウス常夏の島（ケアハウス）、小規模牧志（小規模多機能型ホーム）も運営しており、ケアハウス常夏の島の事業活動資金収支差額は79,078千円の黒字、小規模牧志は、715千円の黒字となっており、介護保険収入がある黒字の施設で、指定管理者となっている施設の赤字を補填し、全体としての管理運営を維持しているものと思われる。

指定管理者社会福祉法人那覇市社会福祉協議会の老人福祉センター等管理運営事業（小禄老人福祉センター、識名老人福祉センター、金城老人憩の家）平成24年度資金収支計算書によると、経常活動資金収支差額は641千円となっており、陽風会同様、ほぼ収支ゼロに近い決算となっている。那覇市社会福祉協議会は、指定管理者収入以外に、介護保険収入、自立支援等収入、寄付金収入、補助金収入等の収入もあり、総括としての経常収支差額は、12,801千円となっている。

両指定管理者において、平成22年度、平成23年度の収支状況も、ほぼ収支ゼロの決算となっている。

【意見】

毎期、収支ゼロに近い数字の決算は作為的であり、支出が指定管理料の範囲内に、調整されていると推測される。支出（費用）が、適正に表示されていない決算書から、事業者の経営状況を正しく把握することはできず、次期以降の指定管理料の積算資料としても参考にならない。

利用者増加、サービス向上を意識するあまり、実際のコストを低く計上し、指定管理料を超えたサービスの提供が行われているか、あるいは、次期以降の指定管理料を削減されないために他の事業部門の支出（費用）を付け加えて収支をゼロにしているのか疑われても仕方がない決算書である。

那覇市は、指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。

（６）備品管理について

壺川老人保健センター施設視察時、資産の管理状況を把握するため、備品台帳を閲覧した。

【意見】

備品の管理は、那覇市老人福祉センター及び老人憩の家基本協定書 別紙（第５条関係）において、善良なる管理者の注意のもとに使用しなければならないとされており、備品の損失報告も義務づけられている。備品台帳を閲覧したが、記録の継続性、実在性、網羅性において、台帳としての整備が不十分で備品現物の実在性が確認できなかった。福祉センターには、マッサージ機等の高額な備品も設置されていることから、備品台帳を整備し、定期的に現物と突き合わせ実在性を確認する必要がある。

壺川老人福祉センター



サ) 那覇市シルバーワークプラザ

指定管理者：公益社団法人 那覇市シルバー人材センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市首里末吉町4丁目6番地6
所管課	福祉部 チャーがんじゅう課
供用開始年月	平成12年4月1日
設置目的	シルバーワークプラザは、「高齢者労働能力活用事業費等地方公共団体補助金交付要綱（シルバー人材センター事業）」に基づき、シルバー人材センターの会員が働く拠点（会議や研修、技能訓練や講習、請負事業等の作業）施設として、補助金を受けて建築された。
設置根拠条例	那覇市シルバーワークプラザ条例
主な施設種類	老人福祉施設
敷地面積（公有財産表）	2,275.15 m ²
延床面積（公有財産表）	397.49 m ²
施設取得費	29,932,350 円
開館時間	月曜～金曜 午前8時～午後5時まで
休館日	日曜日、祝祭日、慰霊の日
利用料金等	なし
施設の特徴	高齢者の就業意欲と技能を活用し、社会参加を図ることを目的とする「高齢者就業機会確保事業」や、企画立案方式による「いきいき地域サポート事業」において、軽度生活援助事業及び介護サービス講習会、室内清掃講習会など8つの講習会を開催している。

・指定管理者の概要

指定管理者名	公益社団法人那覇市シルバー人材センター
代表者名（市との関係）	理事長 名嘉元 甚勝（なし）
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	シルバーワークプラザは、国の定める「高齢者

	労働能力活用事業費等地方公共団体補助金交付要綱（シルバー人材センター事業）」に基づき、シルバー人材センターの会員が働く拠点（会議や研修、技能訓練や講習、請負事業等の作業）施設として、補助金を受けて建築された。
設立年月	昭和 5 7 年 4 月
事業内容	臨時的・短期的な就業の場を、60 歳以上のシルバー人材センター会員に提供している。
指定管理業務の内容	シルバーワークプラザの管理運営
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市シルバーワークプラザの管理運営
指定管理者制度の導入効果	業務の特殊性から、指定管理者として相応しいものが限定されるため、指定管理者制度を導入することでの特段の効果はなし。
平成 24 年度指定管理料	13, 546, 000 円 (平成 24 年度シルバー人材センター運営補助金)
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	非公募

役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	15 人 (5 人)	15 人 (5 人)	15 人 (4 人)	16 人 (5 人)	16 人 (5 人)
監事（内、市関係者）	2 人 (1 人)	2 人 (2 人)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)	2 人 (1 人)
合計（内、市関係者）	17 人 (6 人)	17 人 (7 人)	17 人 (5 人)	18 人 (6 人)	18 人 (6 人)

施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
非正規職員数（内、市職員数）	8 人 (1 人)	6 人 (2 人)	5 人 (2 人)	3 人 (1 人)	3 人 (1 人)

監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

シルバーワークプラザは、公益社団法人那覇市シルバー人材センター(以下、シルバー人材センターという)の会員が事業を展開するための施設として取得費 29,932 千円(うち国庫補助金 14,000 千円)で平成 12 年 4 月供用開始されたもので、敷地面積 2275.15 m²、延床面積 397.49 m²の鉄骨平屋建の施設である。施設内は、シルバー人材センターの事務所と会員の研修のための会議室に利用されている。土地は賃借で、3 名の個人土地所有者と土地賃貸借契約を締結している。当該土地は当初那覇市が幼稚園用地として使用していたものであるが、幼稚園が移転したために、その跡地にシルバーワークプラザを建設したものである。

【意見】

シルバー人材センターの敷地は、作業用車両(2 t ダンプ等 10 台)及び職員、会員等利用者の駐車場として利用されているが、土地賃借料の負担が、シルバー人材センターの経営を圧迫しつつあり、結果として、このような広い敷地が必要であったか立地場所として、適切であったか疑問が残る。

(2) 指定管理者制度の運用について

シルバーワークプラザは、那覇市が所有し運営管理は、シルバー人材センターが行っている。当該施設は、高年齢者労働能力活用円滑化事業費補助金補助事業として建設費の一部を国庫補助金として受けて那覇市が実施主体となり建設したもので、シルバー人材センターの会員に利用させることを目的として設立されたものである。その経緯から、シルバー人材センターが非公募による指定管理者となっている。施設の維持管理は、シルバー人材センターが受託事業により得た受取事務費収入と受取補助金で行っており、市は補助金を支払っているが、指定管理料は負担していない。実態として、シルバー人材センターが、那覇市の建物を無償で賃借して高齢者のための就労支援事業を行っているもので、指定管理者制度の目的であるところの民間活力導入による施設の維持管理コ

ストの削減、利用者サービスの向上にはなじまないものである。

【意見】

シルバーワークプラザは、指定管理者制度導入による市職員の事務費の削減、将来老朽化したときの建替の問題の回避、シルバー人材センターの自立を促す観点から、シルバー人材センターへの譲渡（無償・有償）等、民営化を図ることを検討されたい。

（３）財務の状況について

受注契約額は、平成２２年度４５５，０８８千円、平成２３年度４６２，７０９千円、平成２４年度４０２，３２５千円と平成２４年度は前年比６０，３８４千円（１３％）の減少となっている。会員数も平成２２年度１０８１人、平成２３年度１０３５人、平成２４年度１００９人と減少傾向にある。また、就業実人員も平成２２年度６９４人、平成２３年度６８７人、平成２４年度６５１人と減少傾向にある。

シルバー人材センターは、国から連合会を経由して、補助金を受け取っているが、事業仕分で問題点が指摘され、国の補助金は年々減額されており、補助金収入は減少傾向にある。

シルバー人材センターの経営状況は、平成２４年度の正味財産増減計算書によると主な収益は、受託事業収益４０２，３２５千円（内訳：支払配分金に充当される受取配分金３１１，２４４千円、受取材料費等４９，３０７千円、受取事務費４１，７７４千円）、受取補助金２３，８４６千円（内訳：受取連合交付金（国）１０，３００千円、受取市補助金１３，５４６千円）、主な費用は、事業費４２０，６０６千円（内訳：支払配分金３１１，２４４千円、支払材料費等４８，８６２千円、人件費４０，８７３千円、その他の事業費１９，６２７千円）管理費７，７３０千円（内訳：人件費２，１７１千円、賃借料４，２１５千円、その他の管理費１，３４４千円）で、要約すると受取事務費と受取補助金の合計６５，６２０千円の収入で人件費、その他の事業費、管理費６８，２３０千円を賄うことになっている。事業費経常増減額（経常損益）は、受取会費、受取負担金収入により、１，９３８千円のプラスとなっているが、受託業務の減少により収益が減少していく中、固定費である土地賃借料（年間賃料 ４，１３６千円）の存在は、資金繰りを悪化させる要因となっている。

【意見】

受託事業収益に占める公共事業の割合は ５４％と大きく、経営は、公共事業に依存している。指定管理者制度の導入による民間の事業者の参入に伴う受託の減少、競争入札の導入による受託の減少等、公共事業の受託減少に伴う経営リスクがある。平成２４年

度の就業実人員一人当たりの配分金は、年間 4 7 8 千円となっており、平成 2 3 年度 5 2 9 千円に比べ 5 1 千円の減少となっている。公共事業において、高齢者にできる業務であれば、優先的にシルバー人材センター等の高齢者に委託することは、結果的にシルバー人材センターへの補助金の負担額を縮小させ、また、生活保護費等の社会コストの低減をもたらす効果も期待されるので、公共事業委託にあたって、事業別のコスト低減だけではなく、社会全体としてのコスト削減効果も考慮すべきと考える。

また、貸借対照表において、長期延滞の未収金があるが、貸倒引当金の計上が行われていない。シルバー人材センターは、倒産等、貸倒の事実が発生したときに貸倒損失を計上している。未収金等債権について貸倒見積高を算定し、貸倒引当金の計上を行わなければならない。シルバー人材センターは、公益認定を受け、平成 2 4 年 4 月 1 日より公益社団法人となっており、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計基準に準拠した計算書を作成すべきである。

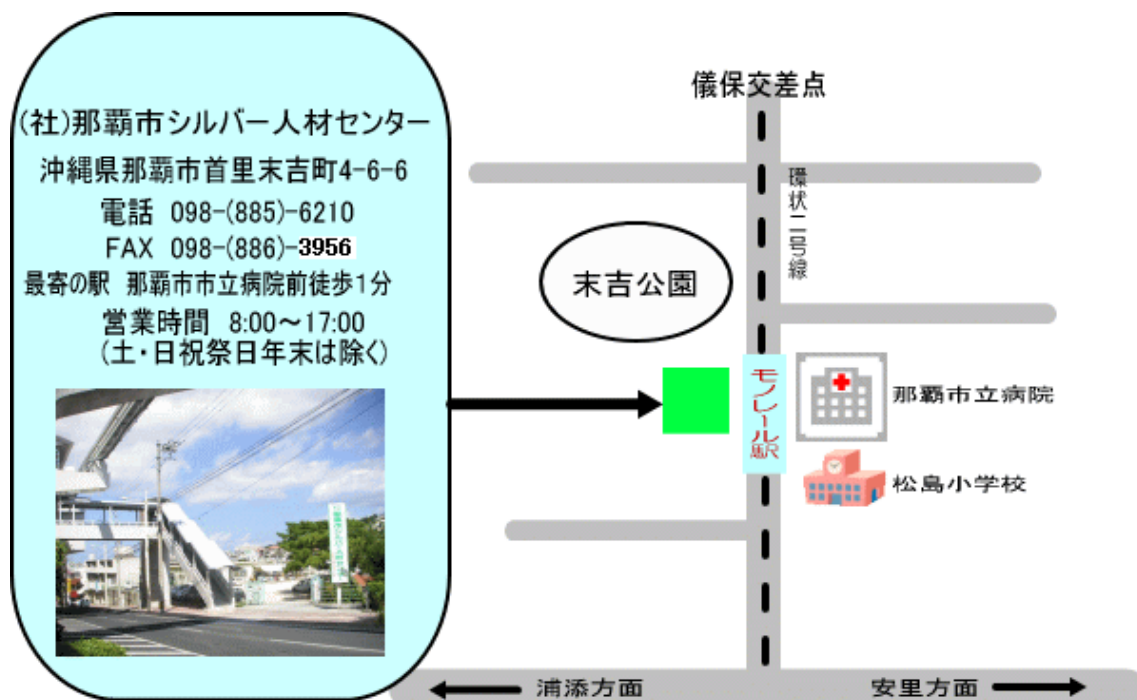
平成 24 年度貸借対照表における未収金 3 6 , 4 7 5 千円のうち 過年度繰越の延滞債権が 1 , 4 2 4 千円ある。延滞未収金は、財団の資金繰りを悪化させる要因となる。前受金制等延滞債権が発生しないような回収システムを構築するとともに未収金が長期化しないよう債権管理を強化すべきである。

(2) 利用状況について

シルバーワークプラザの管理運営は、上記(1)で述べたように指定管理者制度になじまないものであるが、シルバー人材センター会員の利用状況をみると、会員数、就業実人員は減少しており、過去 3 年間の就業率(就業実人員÷会員数)は 60%台で、高いとはいえない。

【意見】

指定管理者事業評価表によると利用者の満足度調査、満足度を高めるための計画の策定がなされていない。上記で述べたように、シルバーワークプラザの管理運用は指定管理者制度になじまないものと思われるが、シルバー人材センターとしての運用面では、利用者である会員の満足度調査を行い、会員の声に耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。



(センターHP より転載)

シ) 那覇市安謝複合施設（安謝保育所）

指定管理者：社会福祉法人 郵住協福社会

・施設の概要

項目	内容									
所在地	那覇市安謝2丁目15番2号									
所管課	こどもみらい部こどもみらい課									
供用開始年月	平成18年4月1日									
設置目的	高齢者に対する施設福祉及び在福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため。									
設置根拠条例	那覇市保育所設置管理条例、那覇市安謝福祉複合施設条例									
主な施設種類	保育所									
敷地面積 (公有財産表)	8, 773㎡									
延床面積 (公有財産表)	757. 55㎡									
施設取得費	無償貸与									
開館時間	午前7時から午後10時まで。ただし、次に掲げる日は午前8時から午後6時まで。 (那覇市安謝福祉複合施設条例第4条第1項) (1)日曜日 (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日 (3)12月29日及び30日 (4)6月23日(慰霊の日)									
休館日	12月31日から翌年の1月3日までの日(那覇市安謝福祉複合施設条例第4条第2項)									
利用料金等	(1)保育料 那覇市保育料基準表のとおり(那覇市保育の実施等に関する条例施行規則第12条) (2)延長保育利用料(那覇市安謝福祉複合施設条例第8条第2項第2号) <table><tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">金額</td></tr><tr><td>月曜日から金曜日用(月額)</td><td>月曜日から土曜日用(月額)</td><td>土曜日のみ利用(月額)</td></tr></table>			区分	金額			月曜日から金曜日用(月額)	月曜日から土曜日用(月額)	土曜日のみ利用(月額)
区分	金額									
	月曜日から金曜日用(月額)	月曜日から土曜日用(月額)	土曜日のみ利用(月額)							

	1時間延長	2,500円	3,500円	1,000円
	2時間延長	5,500円	6,500円	3,000円
	3時間延長	6,500円	7,000円	3,500円
	4時間延長	7,500円	8,000円	4,500円
	緊急・一時的な利用	延長開始から1時間は200円、その後は1時間につき300円とする。		

(3)一時預かり利用料（那覇市安謝福祉複合施設条例第8条第2項第2号）

区分	金額(日額)		
	1日利用	半日利用	
		食事あり	食事なし
2歳未満児	1,500円	900円	750円
2歳以上児	1,300円	800円	650円

(4)休日保育利用料（那覇市安謝福祉複合施設条例第8条第2項第2号）

区分	金額(日額)	
2歳未満児	1,800円	同一の世帯で保育を受ける児童が2人以上いる場合は、低い方の額(全員が同額の場合は当該額)が適用される児童1人に限り、当該額の10分の8の額とする。
2歳以上児	1,600円	

施設の特徴

高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と共同して展開することにより、高齢者及び児童を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに差さえある内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため複合施設となっている保育所部分である。

・指定管理者の概要

指定管理者名	社会福祉法人郵住協福祉会
代表者名（市との関係）	理事長 三木元子
指定期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的と

	する。
設立年月	昭和 5 2 年 3 月 5 日
事業内容	・ 入所児童の保育 ・ 一時預かり事業 ・ 保育所地域活動事業 ・ 障害児保育対策事業 ・ 地域子育て支援センター事業 ・ 休日保育事業 ・ 延長保育及び長時間延長保育事業
指定管理業務の内容	・ 入所児童の生活指導、保健衛生その他児童の処遇に関すること。 ・ 保育所の衛生、整頓その他の環境整備に関すること。 ・ 保育所の物品等の保全(軽微な修繕を含む。)に関すること。 ・ その他、協議して定めた業務に関すること。
市所管の公の施設における 平成 24 年度の指定管理業務	安謝保育所の管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	平成 24 年度は、延べ定員 1,320 人に対し、延べ 1,524 人の児童に保育を実施。また、特別保育事業（一時預かり事業、保育所地域活動事業、障害児保育事業、地域子育て支援センター事業、休日保育事業、延長保育事業）を実施。
平成 24 年度指定管理料	130,589,980 円(決算額)
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

役員数の推移

※各年度 4 月 1 日現在

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	7 (0)	7 (0)	7 (0)	8 (0)	8 (0)
監事（内、市関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、市関係者）	9 (0)	9 (0)	9 (0)	10 (0)	10 (0)

施設管理職員数の推移

※各年度 4 月 1 日現在

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数 (内、市職員 数)	16 (0)	16 (0)	17 (0)	16 (0)	18 (0)
非正規職員数 (内、市職員 数)	15 (0)	16 (0)	16 (0)	20 (0)	19 (0)

当該施設は、平成 25 年度から民営化されているため、民営化前の施設概要及び指定管理者概要を示すに止め、市立保育所全般については、直営施設にて検討している。

なお、同保育所へ往査した際の運営状況などのヒアリング結果も含め検討している。



ス) 総合福祉センター(母子福祉センター) 那覇市母子生活支援施設(さくら)

指定管理者：社団法人 那覇市母子寡婦福祉会

・施設の概要(母子福祉センター)

項目	内容
所在地	那覇市金城3丁目5番地4 那覇市総合福祉センター1階内
所管課	こどもみらい部 子育て応援課
供用開始年月	
設置目的	市民の福祉の増進を図るため
設置根拠条例	那覇市総合福祉センター条例
主な施設種類	母子福祉センター
敷地面積(公有財産表)	—
延床面積(公有財産表)	—
施設取得費	—
開館時間	午前10時から午後6時まで
休館日	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日(慰霊の日)
利用料金等	利用料無料
施設の特徴	母子家庭等に対し各種の相談に応じるとともに、生活指導・生業指導を行うなど、母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設。

・施設の概要(那覇市母子生活支援施設(さくら))

項目	内容
所在地	那覇市首里鳥堀町4丁目99番地

所管課	こどもみらい部 子育て応援課																																							
供用開始年月	平成 15 年 8 月																																							
設置目的	児童の福祉の増進を図るため																																							
設置根拠条例	那覇市母子生活支援センター条例																																							
主な施設種類	母子生活支援施設																																							
敷地面積（公有財産表）	2,039.66 m ²																																							
延床面積（公有財産表）	1,803.1 m ²																																							
施設取得費	413,180,000 円																																							
開館時間	24 時間																																							
休館日	なし																																							
利用料金等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">階層区分及び世帯区分</th><th>使用料の額 (円／月)</th><th>利用料金の 上限額 (円／1回)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A階層</td><td colspan="3">生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>B階層</td><td colspan="3">A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯</td><td>0</td><td>1,100</td></tr> <tr> <td>C階層</td><td colspan="3">A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯でかつ前年度分市町村民税課税世帯</td><td>500</td><td rowspan="4">2,800</td></tr> <tr> <td rowspan="3">D階層</td><td rowspan="3">A階層、B階層及びC階層を除く所得税課税世帯</td><td>第1階層</td><td>前年の所得税課税額が2,999円以下の世帯</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td>第2階層</td><td>前年の所得税課税額が3,000円以上4,800円以下の世帯</td><td>1,250</td></tr> <tr> <td>第3階層</td><td>前年の所得税課税額が4,801円以上9,600円以下の世帯</td><td>1,500</td></tr> </tbody> </table>					階層区分及び世帯区分				使用料の額 (円／月)	利用料金の 上限額 (円／1回)	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯			0	0	B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0	1,100	C階層	A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯でかつ前年度分市町村民税課税世帯			500	2,800	D階層	A階層、B階層及びC階層を除く所得税課税世帯	第1階層	前年の所得税課税額が2,999円以下の世帯	1,000	第2階層	前年の所得税課税額が3,000円以上4,800円以下の世帯	1,250	第3階層	前年の所得税課税額が4,801円以上9,600円以下の世帯	1,500
階層区分及び世帯区分				使用料の額 (円／月)	利用料金の 上限額 (円／1回)																																			
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯			0	0																																			
B階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0	1,100																																			
C階層	A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯でかつ前年度分市町村民税課税世帯			500	2,800																																			
D階層	A階層、B階層及びC階層を除く所得税課税世帯	第1階層	前年の所得税課税額が2,999円以下の世帯	1,000																																				
		第2階層	前年の所得税課税額が3,000円以上4,800円以下の世帯	1,250																																				
		第3階層	前年の所得税課税額が4,801円以上9,600円以下の世帯	1,500																																				

		帯	第4階 層	前年の所得税課税額が9,601円 以上16,800円以下の世帯	1,750	
			第5階 層	前年の所得税課税額が16,801 円以上24,000円以下の世帯	2,100	
			第6階 層	前年の所得税課税額が24,001 円以上32,400円以下の世帯	2,450	
			第7階 層	前年の所得税課税額が32,401 円以上42,000円以下の世帯	2,800	
			第8階 層	前年の所得税課税額が42,001 円以上の世帯	3,000	
施設の特徴	児童福祉法（第38条）に定められた施設で、配偶者のない女子、又はこれに準ずる事情にある女子とその児童を入所させ、保護するとともに自立の促進のためにその生活を援助し、あわせて退所した母子の相談、その他の援助を行うことを目的とする施設です。					

・指定管理者の概要（母子福祉センター）

指定管理者名	社団法人那覇市母子寡婦福祉会
代表者名（市との関係）	平良君代
指定期間	平成23年4月1日から平成28年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	定款参照
設立年月	昭和44年9月
事業内容	定款参照
指定管理業務の内容	（１）施設の運営に関する業務 ①利用の許可、その取消しその他センターの利用に関すること。 ②センターの施設及び付属設備の維持管理に関すること。 ③就業に結びつく講習会等の企画及び実施 ④母子家庭の相談及び生活指導に関する事業の企画及び実施に関する業務 ⑤その他センターの管理運営に必要な業務。 （２）施設の維持管理に関する業務 ①清掃業務 ②設備機器及び備品管理 ③その他施設の維持管理に関する業務 （３）その他の業務 ①事業計画書の作成

	②事業報告書の作成 ③市が実施する業務への協力
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市母子福祉センター 那覇市母子生活支援センターさくら
指定管理者制度の導入効果	管理費 128,000 円の縮減
平成 24 年度指定管理料	2,428,000 円
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	公募

・指定管理者の概要（さくら部分のみ）

指定管理業務の内容	(1) 入所者に対する業務 ア 児童福祉法第 23 条第 1 項に規定する母 イ 保育事業 (2) 維持管理業務 ア さくらの適切な運営のため、事業計画書に基づき必要な維持管理を行うこと。 イ 緊急時対策、防犯・防災対策等 (3) その他の業務 ア 各種福祉相談事業（無料） イ 那覇市短期入所生活援助事業 ウ 那覇市乳幼児健康支援一時預かり事業
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市母子福祉センター 那覇市母子生活支援センターさくら
指定管理者制度の導入効果	管理費 690,000 円の縮減
平成 24 年度指定管理料	46,449,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	16 (0)	17 (0)	17 (0)	16 (1)	16 (1)
監事（内、市関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
合計（内、市関係者）	18 (0)	19 (0)	19 (0)	18 (1)	18 (1)

・施設管理職員数の推移（母子福祉センター）

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)
非正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0

・施設管理職員数の推移（さくら）

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	12 (0)	12 (0)	12 (0)	10 (0)	10 (0)
非正規職員数（内、市職員数）	3 (0)	3 (0)	4 (0)	8 (0)	11 (0)



1. 監査の結果と意見

(1) 指定管理者について

那覇市母子福祉センター及び那覇市母子生活支援センターさくらは、公益社団法人那覇市母子寡婦福祉会が指定管理者として管理・運営にあっている。

那覇市母子寡婦福祉会 (H22. 3. 31期)
収支計算書 単位:千円

事業活動収入	11,920
会費収入	427
那覇市補助金	979
共同募金分配金	434
民間助成金	620
寄付金・受取利息	484
※自販機事業会計繰入金	8,027
※40周年記念物品売上金	949
事業活動支出	12,695
うち事業費	4,548
支部活動費	240
母子寡婦健全育成費	1,215
総会費	414
県母連分担金	266
記念大会費	1,863
その他事業費	551
うち管理費	8,147
役員報酬	2,005
職員2名他人件費	4,903
会議費・旅費交通費	160
通信費・リース料	433
業務委託費・保険料	252
雑支出ほか	394
当期収支差額	△ 775

平成 22 年 10 月の指定管理者への応募書類によれば、左表に示すとおり、平成 22 年 3 月期一般会計の規模は、主に自販機 67 台の収入によるものなど他会計からの繰入収入 8,975 千円(表中※)、那覇市や県母連などからの補助金等収入 2,033 千円等 11,920 千円の収入からなる。

支出が収入を 775 千円超過しているなど、財政的な余力はあまりうかがえない。

また、収入の柱である自販機事業からの収入にほぼ匹敵する金額が、人件費ほか管理費の支出に費やされるなど、直接事業を行ううえでの効率の低さは否めない状況である。

平成 23 年度においても(2)でのべる、那覇市母子生活支援センターさくらに係る事業に指定管理者として選定されており、その指定管理料など事業収入に、財政的な依存度を増している。

(2) 那覇市母子生活支援センターさくらについて

那覇市母子生活支援センターさくらにおける、直近 5 年度の利用状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市母子生活支援センターさくら 主な利用状況

内 訳	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	単位
年間平均入所世帯数	12.3	14	13	12	12	(戸)
相談事業 延件数	577	550	675	615	719	(件)
退所後相談等アフターケア件数	107	42	42	34	55	(件)
病後児事業利用延件数	115	159	106	138	121	(件)
短期入所児童 利用延日数	377	374	272	508	347	(日)
医師・臨床心理士カウンセリング	147	136	94	81	108	(件)
一時保育・学童保育延利用人数	21	105	76	143	75	(人)

当センターで行われる事業自体については、高い専門性がうかがわれ、対象世帯にとって有益な効果を導いてきたものと推量されるが、専門的な知見を持たない者にも判りやすい評価の仕組みをつくるのは、事業の性格上、やや困難であるように見受けられる。

当センターでは、退所者に対しヒアリングやアンケートを実施しているが、回収データもまだ少ないため、事業評価についてはその手法なども含め、今後の継続的な検討や取り組みが必要な状況にある。

一方、平成 23 及び 24 年度における当センターの収支の実績は、概ね以下に示す収支計算書のとおりである。

那覇市母子生活支援センターさくら
収支計算書

		単位:千円	
科 目	H23年度	H24年度	
事業活動収入 a	56,856	54,547	
指定管理料	46,449	46,449	
受託料(病後児保育)	4,200	4,200	
受託料(短期入所)	3,257	1,920	
自主事業収入	1,323	807	
利用料収入	445	450	
雑収入	1,182	721	
事業活動支出 b	48,174	51,264	
給与・賃金・法定福利費・退職金	37,607	39,337	
給食費・保健衛生費	944	720	
研修費・教養娯楽費	252	346	
旅費交通費・通信費	563	582	
光熱水費	1,617	1,344	
修繕費	710	1,189	
消耗品費・備品費・教材品費	839	1,215	
業務委託費	3,521	4,457	
賃借料	458	550	
保険料・分担金	667	575	
雑支出	596	528	
その他の事業費	399	421	
事業活動収支差額 c = a - b	8,683	3,283	
投資活動収支 d	△ 1,692	△ 4,211	
固定資産取得支出	692	211	
基金積立支出(人件費等積立金)	1,000	4,000	※
財務活動収支 e	△ 6,990	928	
財政調整基金取崩収入	-	6,990	
財政調整基金積立支出	6,990	6,062	
当期収支差額 c + d + e	0	0	

平成 24 年度は指定管理料 46,449 千円、病後児保育、短期入所に係る補助金収入約 6,120 千円など 54,547 千円の事業収入に対し、職員等 15 人の人件費 39,337 千円、警備など委託費 4,457 千円など事業支出 51,264 千円であり、事業収支差額が 3,283 千円生じている。平成 23 年度は事業収入 56,856 千円に対し事業支出 48,174 千円と、8,683 千円の差額が生じている。

指定管理料の積算については、人件費や委託料、光熱水費、賃借料など細目ごとに円単位で見積もり集計した結果であり、余剰が大きく生じる可能性は低いように思われる。補助金収入や自主事業収入も、対象が病後児保育や短期入所、学童保育等、相応のコストが予想される事業であるため、両年度に生

じた事業収支差額は多額である。

これらの事業活動の余剰を受け、投資活動支出として「人件費等積立金」への支出が平成 23 年度に 1,000 千円、平成 24 年度に 4,000 千円なされている(表中※)。これらは事業活動を賄うために流動的に費やされる性格ではない、固定資産の「基金」に積み立てが行われたものと思料される。

ちなみに財務活動収支は、毎期の収支差額を積み立てあるいは取り崩して、これを運転資金に反映するための、会計技術上の処理を表示するものである。

【意見】

投資活動支出として「人件費等積立金」への支出が、平成 23 及び 24 年度に計 5,000 千円なされている。中長期的には母子寡婦福祉会の人的な活動を通じて、母子寡婦世帯のために役立つものと思われるが、本来、指定管理者の行う事業から生じた余剰については、そもそも対象施設の「さくら」の活動において、直接、更なるサービスの充実に活用されることが理想である。

「さくら」の活動に必要な、資金のニーズは高いものと思われるのにも関わらず、数百万円単位で事業収支の差額が生じ、固定資産(積立金)への振替が続くようであれば、指定管理料や補助金の切り下げにもつながる虞もあるように思われる。本来は「さくら」の事業活動において、資金的に十分な余力が生じることのないほど、対象世帯等に係る直接的な業務に、資金が有効に活用されることが望ましい。

また事業の評価については、入所期間中のサービスに関して当然高いクオリティを保っているものと思料されるが、むしろ退所後、母子寡婦世帯が望ましい生活水準を確保するに至っているか否かという視点に立って、中長期的な評価を行うことが重要と思われる。当センターも専門的立場から検討を行っているものと思料されるが、退所者について中長期的なフォローを必要とするなど、事業の評価について、一朝一夕に成果を得ることは困難であるものと予想される。

しかし当センターの趣旨に立脚すると、母子寡婦世帯の事後的な状況に重きをおいた事業の成果について、可能な限り客観的な評価を行うことは不可避であるように思われる。今後、当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。

(3) 那覇市母子福祉センターについて

那覇市母子福祉センターは、母子家庭等に対し各種の相談に応じるとともに、生活指導・生業指導を行うなど、母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設であり、

那覇市母子福祉センター会計 収支計算書 単位:千円 那覇市総合福祉センター1 階

科 目	H22年度	H23年度	H24年度
指定管理料収入	2,428	2,428	2,428
他会計からの繰入金	-	173	-
収入計	2,428	2,601	2,428
事業費(PC講習会他)	599	697	540
給料手当	1,532	1,537	1,537
諸手当・法定福利費等	297	336	347
その他		31	4
支出計	2,428	2,601	2,428
収支差額	0	0	0

に所在している。

左表に示すとおり、当センターの収支の状況によると、指定管理料 2,428 千円の事業規模であり自主事業等の実施はない。人件費を除けば、例年 540～697 千円の事業費

にて指定管理者の行う事業を行っていることになる。

主な活動として、母子寡婦世帯の母(夫)の資格取得やスキルアップを通じた就労支援があげられる。具体的にはパソコン、洋裁リフォーム、調理師資格等に係る講習会などを行うとともに、職業自立支援事業との連携等を通じて、例えばヘルパー等介護職、調理補助等の保育所職員等への就労につなげる活動を行っている。利用者は母子寡婦世帯に限定し一般の利用は排除されている。直近 5 年度の当センターにおける利用状況は概ね下に示すとおりである。

那覇市母子福祉センター 主な利用状況					単位: 回
内 訳	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
母子会による会議等	73	158	166	135	145
他団体による講習会等	50	41	35	45	70
パソコン講習会	42	45	48	40	43

(注) 直近5年度比較可能な対象に限る。

実質的に現在の事業費の規模では、パソコン講習程度しか賄えず、他の研修等は、指定管理者の母子寡婦福祉会による負担、又は何らかのボランティアに依っているのが現状である。

一方、平成 24 年度における当センターの稼働状況は、稼働日数 151 日、稼働時間 682 時間、利用者数 2,422 人となっており、仮に年間の稼働可能日数を 240 日とした場合、1 日あたりの稼働時間は 3 時間に満たない水準にとどまっているものとみられる。

【意見】

当センターは母子家庭の福祉のための便宜を総合的に供与する施設とされ、相談、生活指導、生業指導などやや総花的な目的を有しているが、実質的には少ない事業規模のもと、スキルアップを通じた就労支援など、限られた事業活動を行っている。

市は当センターの趣旨に照らし、母子寡婦世帯の就労支援や相談など、本来は社会的要請が強いものとみるならば、それに応えられる程度の指定管理料の設計を行う必要がある。

仮に、現在の事業費の水準にて賄える程度のニーズしか認識できないとするならば、公の施設としてやや稼働不足である可能性が高いため、母子寡婦世帯に関する具体的な他用途のニーズの掘り起こしが必要である。

セ) 那覇市古波蔵児童館

指定管理者：社会福祉法人 ポプラ福祉会

那覇市若狭児童館

指定管理者：NPO 法人地域サポートわかさ

・施設の概要（古波蔵児童館）

項目	内容
所在地	那覇市古波蔵 4 丁目 7 番 7 号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	平成 15 年 4 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	267.75 m ²
施設取得費	沖縄県より無償譲渡。
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条の国民の祝日（こどもの日を除く。）・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
利用料金等	有
施設の特徴	複合施設「古波蔵ふれあい館」の 3 階に設置。

・指定管理者の概要（社会福祉法人 ポプラ福祉会）

指定管理者名	社会福祉法人 ポプラ福祉会
代表者名（市との関係）	崎濱 盛喜
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し

	て総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。
設立年月	昭和 53 年 4 月 19 日
事業内容	第 2 種社会福祉事業 ・ 保育所ポプラ保育園の設置経営 ・ 保育所ポプラ保育園分園の設置経営
指定管理業務の内容	那覇市古波蔵児童館の管理運営
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	同上
指定管理者制度の導入効果	民間のノウハウを活かし、効率的・効果的な管理運営を行っている。
平成 24 年度指定管理料	9,823,000 円
利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	公募

役員数の推移（社会福祉法人 ポプラ福祉会）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	5（0）	5（0）	5（0）	5（0）	6（0）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	7（0）	7（0）	7（0）	7（0）	8（0）

施設管理職員数の推移（社会福祉法人 ポプラ福祉会）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	0	0	0	0	0
非正規職員数（内、市職員数）	4（0）	4（0）	4（0）	4（0）	4（0）

・施設の概要（若狭児童館）

項目	内容
所在地	那覇市若狭 3 丁目 18 番 1 号
所管課	子育て応援課（平成 25 年度よりこども政策課）
供用開始年月	昭和 54 年 4 月
設置目的	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする。
設置根拠条例	那覇市児童館及び児童遊園条例
主な施設種類	児童厚生施設
敷地面積（公有財産表）	
延床面積（公有財産表）	348.76 m ²
施設取得費	36,084,000 円
開館時間	午前 10 時～午後 6 時
休館日	慰霊の日・国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 2 条の国民の祝日（こどもの日を除く。）・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
利用料金等	有
施設の特徴	若狭市営住宅内に位置する施設。

・指定管理者の概要（NPO 法人地域サポートわかさ）

指定管理者名	特定非営利活動法人地域サポートわかさ
代表者名（市との関係）	理事長 早川 忠光
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	本会は、若狭が浦地域を住み良いまちにするため、学校、地域、家庭と連携・協力を図り、明るく活力あるまちづくりを進めることを目的とする。（定款第 3 条）
設立年月	平成 19 年 11 月 28 日
事業内容	- 健康・福祉に関する相談事業と講演・講座、技術の習得 - 公民館等の社会教育事業に対する協力・支援 - 若狭が浦地域づくりの推進を図る事業

	・ 環境保全等の現代的課題にをテーマとした事業 ・ 子どもの健全育成に関わる子ども支援事業 ・ その他、第3条の目的を達成するのに必要な事業（定款第5条）
指定管理業務の内容	那覇市若狭児童館の管理運営業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	那覇市若狭児童館の管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	民間のノウハウを活かし、効率的・効果的な管理運営を行っている。
平成24年度指定管理料	9,823,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

役員数の推移（NPO 法人地域サポートわかさ）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	1 5 （0）	1 5 （0）	1 5 （0）	1 4 （0）	1 4 （0）
監事（内、市関係者）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）
合計（内、市関係者）	1 7 （0）	1 7 （0）	1 7 （0）	1 6 （0）	1 6 （0）

施設管理職員数の推移（NPO 法人地域サポートわかさ）

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	—	—	—	—	4 （0）
非正規職員数（内、市職員数）	—	—	—	—	1 （0）

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

古波蔵児童館及び若狭児童館の直近 5 年度における利用者数は下記の通りである。

児童館利用者数		
	古波蔵 児童館	若狭 児童館
平成24年度	17,082	23,230
平成23年度	17,068	20,630
平成22年度	17,534	19,972
平成21年度	13,243	21,738
平成20年度	15,143	24,260

古波蔵児童館は、築 45 年の市の福祉施設「古波蔵ふれあい館」内にあり、建物は沖縄県が昭和 43 年に建造したもので、その後那覇市が無償譲渡を受けた経緯がある。築年数が古く、平成 15 年に改修工事を施しているが、天井スラブなどの剥落等、懸念される現象も生じているため、危険部分をネットで覆って人身への事故を予防するなど、対応策を採っている。現行基準に照らした耐震強度の不足は明白であり、財政の事情を度外視すれば、早期に、建て替えの可否が検討されるべき施設である。

若狭児童館は若狭市営住宅内にあり、築 34 年が経過している。1981 年の新耐震基準施行前の施工であるため、同様に耐震度不足は懸念される。

【意見】

両児童館とも、他の公の施設内へ入居しており、児童館単独での建て替えは財政上の補助が見込みにくいことから、将来の建て替えについても自ずと他の施設との合築となるものとみられる。

特に老朽化が切実となる古波蔵児童館について、合築の具体的なタイミングが優先されるあまり、安全上の要請があまりに後回しにされないよう留意する必要がある。

(2) 指定管理者の財務状況について

古波蔵児童館の指定管理者である社会福祉法人ポプラ福祉会は、那覇市内で認可保育園を営む事業者であり、平成 23 年 3 月期の資金収支計算書によれば、保育園の運営費

収入 200,282 千円など経常収入が合計 224,832 千円計上されている。

これは、同児童館の指定管理料 9,823 千円の約 23 倍の水準であり、当該指定管理業務への収入依存度は 4.3%程度にすぎない。また、同期の貸借対照表によれば、総資産 327,495 千円のうち純資産が 88.3%の 289,187 千円あり、同児童館の指定管理業務を行うにあたり、事業者としての財務上の余力は十分に窺えるところである。

一方、若狭児童館の指定管理者である NPO 法人地域サポートわかさは、若狭が浦地域を住み良いまちにするため、学校、地域、家庭と連携・協力を図り、明るく活力あるまちづくりを進めることを目的として、平成 19 年に設立された法人である。

指定管理者に選定される直前の平成 24 年 3 月期の収入は、若狭公民館業務受託事業 11,234 千円など 12,606 千円であり、平成 24 年度からの若狭児童館指定管理料 9,823 千円など同児童館に係る収入 10,726 千円は、概ね全収入の 45%程度の水準にあり、その依存度は高い。また、平成 24 年 3 月期の正味財産は 1,931 千円であり、若狭児童館に係る業務による平成 24 年度の収支差額 463 千円を加味しても、財務上の基盤は弱い。

同 NPO 法人は、若狭公民館業務と若狭児童館指定管理業務の主要 2 業務により、実質的にその運営が賄われており、一方の業務の状況が法人自体の運営を通じて、他の業務へ影響を与えかねない構造にある。したがって、若狭児童館の指定管理者としての業務の状況とともに、他の業務を含めた法人そのものの運営状況について留意が必要である。

(3) 指定管理者の選定について

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条の項目に準じて、両児童館とも選定審査会の書類審査及び面接・プレゼンテーションの結果を踏まえ指定管理予定候補者が選定され、市議会の議決を経て指定管理者が決定されている。

うち若狭児童館について、NPO 法人地域サポートわかさが、評価委員 5 人の評価点合計 401 点を得て予定候補者として選定されているが、60 点台の評価をする委員が 2 人いるなか、委員 1 人が 100 点を与えているなど、評価にばらつきがあるのが特徴的である。この点、古波蔵児童館については 5 人の委員が 86 点～95 点の範囲で評価をしているのと対照的である。

若狭児童館へ往査を行ったところ、担当者の熱意は相当に窺えるものの、現金・備品管理の問題や、現場における様々な問題への対応など、指定管理初年度という事情もあって、100 点満点という評点を得ることについては、やや違和感を抱かざるを得ない状況であった。

評価委員は、I. 1 指定管理者に応募した理由 から、IV. 2 指定管理料の提案額 に至るまで、審査の細目について客観的な評価を行っているものであるが、その個々の内容については、制度上、必ずしも詳らかに把握できるものとは限らないのが現実である。

【意見】

審査会の内容の公表については市の定める「指定管理者制度に関する運用指針」において、個人情報の保護に十分配慮するもの、また各委員への説明又は了解を得た上で決裁し公表するものとなっているため、議会審議等の中で要求がある場合にも、当指針に従い手続きを行うとされている。

しかし、あまりにこれを聖域化すると、評価に対する事後的な検証を通じて客観的・中立的な評価制度を担保することを損なう恐れがあるものと思われる。選定審査会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に耐える体制を堅持していただきたい。

（４）決算書の作成や利用者の調査などについて

古波蔵児童館の平成 24 年度実績報告書と、帳簿による最終の決算書である「事業活動収支内訳表」を照合したところ、支出合計で 251 千円の差異があるなど、市に提出された実績報告書が、最終の決算を反映したものではないことが分かった。

管理運営に関する基本協定書により、上半期及び会計年度終了後 30 日以内の提出期限が定められているため、決算整理が間に合わないとの理由によるものとみられる。

このほか、利用者満足度調査の実施について協定内容に即していない旨、市のモニタリングにより指摘を受けている。

一方、若狭児童館においては、6 ヶ月毎の「部門別実績集計表」をもって提出がなされており、通期ベースの収支計算書の形式では、期限内に提出が間に合っていない。

また、同児童館へ往査し、現金や備品の管理について聴取を行ったところ、帳簿残高と照合できる、現金締上表や出納帳、備品台帳等の帳票の提出が無いなど、現金や備品の管理や区分経理の体制が、必ずしも十分ではない。

【意見】

管理運営に関する基本協定書や業務仕様書により、実績報告書や収支報告書は会計年度終了後 30 日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。

しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期限内に決算を確定することがあまりに困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講じることも必要であると思われる。いたずらに提出期限を優先するあまり、未確定段階の収支計算書等を提出することの方が、弊害が大きい。

また現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や、市の貸与する備品と区分して管理し、経理することが求められているため、これを確実に履行する必要がある。

一方、利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にしたがい、着実にを行うことが求められる。

以下の写真は、若狭児童館の書籍である。書籍棚が老朽化しており、危険である。
また、児童書も古いものが多く、ほとんど読まれていない。
書籍を購入する予算が無いとのことであるが、児童館には書籍の確保が必須である。



ソ) 那覇市首里金城村屋

指定管理者：首里金城町自治会

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市首里金城町2丁目7番地
所管課	都市計画課
供用開始年月	1996（平成8）年5月
設置目的	首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とするため設置する。
設置根拠条例	かなぐしくむらやー 那覇市首里金城村屋条例
主な施設種類	利便施設等
敷地面積（公有財産表）	201.00㎡
延床面積（公有財産表）	72.90㎡
施設取得費	総事業費 56,000 千円（旧自治省ふるさとづくり事業）
開館時間	午前9時から午後6時まで
休館日	なし（毎日開館）
利用料金等	1 時期間あたり 1,000 円
施設の特徴	1994（平成6）年4月に都市景観形成地域として指定しており、地域の歴史的景観形成の先導的役割を果たすため、伝統的な琉球木造建築として整備を行った。

・指定管理者の概要

指定管理者名	那覇市首里金城町4丁目10番1号 首里金城町自治会
代表者名（市との関係）	自治会長 林 としや 稔彌
指定期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
設立目的（定款・寄付行為等）	首里金城町自治会会則による （会員相互の親睦と福祉を増進し、地域社会の向上を図ることを目的とする。）

設立年月	昭和３３年１２月
事業内容	（１）会員相互の扶助並びに親睦の促進に関すること。 （２）福利厚生を増進に関すること。 （３）地域の交通安全、防犯防災対策に関すること。 （４）環境衛生の改善向上に関すること。 （５）青少年の健全育成に関すること。 （６）その他、本会の目的達成に必要なこと。
指定管理業務の内容	（１）維持管理に関する業務 （２）利用許可に関する業務 （３）その他市長が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市 ^{かなぐしくむらや} 首里金城村屋
指定管理者制度の導入効果	金城村屋の利用者に対するモニタリング調査等から良好な管理がなされている。
平成 24 年度指定管理料	694,000 円
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	4 (0)	2 (0)	3 (0)	4 (0)	4(0)
監事（内、市関係者）	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	2(0)
合計（内、市関係者）	6 (0)	4 (0)	5 (0)	6 (0)	6(0)

・施設管理職員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）			6(0)	6(0)	6 (0)
非正規職員数（内、市職員数）			0	0	0

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の管理状況及び今後の在り方について

首里金城村屋は、首里金城町地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とするために、首里金城町石畳道の途中に、伝統的な琉球木造建築として平成8年5月に整備されたものである。総事業費56百万円（うち起債42百万円、一般財源14百万円）、敷地面積201㎡、延床面積73㎡の寄棟本瓦葺きで、一番座、二番座、裏座、台所、縁側、合併浄化槽、便所から成る。平成18年度から指定管理者制度を導入し、首里金城町自治会が指定管理者となり、施設の維持管理業務、利用許可に関する業務を行なっている。指定管理料は、年間694,000円である。

当該村屋は、首里金城町自治会が所有していた公民館「金城倶楽部」を老朽化により取壊し整備されたものである。また、現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。

このような指定管理料の算定基礎は妥当ではなく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地視察時において、清掃担当者が寄付しているという実態も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。なお、指定管理者の募集は、非公募で、那覇市首里金城村屋条例13条において、指定管理者は、「周辺の地域住民で構成される団体」とされ、首里金城町自治会が指定されている。

【意見】

立地場所、設置の経緯などから、公の施設の管理とは異なった視点からの指定管理者制度導入となっている。伝統的な琉球木造建築を将来にわたり保存する観点からは、自治会の公民館機能を切り離した本来の施設管理が必要と思われる。



タ) 那覇市緑化センター

指定管理者：株式会社 沖縄ダイケン

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市おもろまち3丁目2番1号
所管課	花とみどり課
供用開始年月	平成14年7月
設置目的	緑化の推進を図り、緑化に関する情報提供を行うと共に地域活性化を図る
設置根拠条例	那覇市緑化センター条例
主な施設種類	講習室、多目的ホール、緑化相談・図書コーナー、管理室・工具室、倉庫・機械・電気室、屋外菜園・緑化広場、屋外広場・屋外駐車場（1台）
敷地面積（公有財産表）	54,906.83㎡
延床面積（公有財産表）	1,136.59㎡（備蓄倉庫、機械室、電気室含む）
施設取得費	144,900,000円
開館時間	午前9時から午後9時まで
休館日	月曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
利用料金等	あり
施設の特徴	メインホール（講演会・作品展示等）、講習室（自由研究草花遊び教室等）、緑化相談コーナー（土づくり、樹木の選び方、剪定、施肥、植樹の時期等相談に応じる）、図書コーナー（花と緑に関する図書が閲覧できる）

・指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社 沖縄ダイケン
代表者名（市との関係）	代表取締役 金城 秀雄
指定期間	平成22年4月1日から 平成25年3月31日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款参照）
設立年月	昭和48年1月

事業内容	(組織及び経営に関する事項参照)
指定管理業務の内容	(募集要項参照)
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	
指定管理者制度の導入効果	
平成 24 年度指定管理料	6, 7 4 0, 0 0 0 円
利用料金制の採用の有無	あり
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	9（0）	9（0）	9（0）	7（0）	7（0）
監事（内、市関係者）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
合計（内、市関係者）	11（0）	11（0）	11（0）	9（0）	9（0）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）			2（1）	3（0）	3（0）
非正規職員数（内、市職員数）			5（1）	5（1）	5（1）

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

那覇市緑化センターは、そもそも平成 13 年 3 月策定の「那覇市緑の基本計画」中、IV(2)緑の交流拠点・・・①緑化センターの整備促進 として、具体的に謳われた計画に従い整備された経緯がある。

したがって、本来は、緑化推進に係る交流拠点であることを基本に、市民による利用がなされることが想定される施設である。

一方、平成 18 年 9 月に改正された那覇市緑化センター条例によると、第 1 条 緑化の推進又は地域の活性化に資するため、那覇市緑化センターを設置する、とされており必ずしも緑化に関連しない目的であっても、地域活性化のために利用が認められるもの

と理解できる。直近 3 年度の利用実績の推移を示すと下表のとおりである。

那覇市緑化センター利用実績

(単位:人)

利用者の内訳	H22年度	H23年度	H24年度
緑化関連講座等	5,041	4,628	6,181
緑化以外の講座等	4,606	10,516	12,902
講座利用 計	9,647	15,144	19,083
自主事業他の利用者	23,232	35,270	35,096
全利用者合計	32,879	50,414	54,179

実際に、当センターにおける利用状況を平成 24 年度についてみると、利用者 54,179 人のうち、緑化関連講座等は 6,181 人、緑化関連相談 391 人、緑化以外の講座利用者等 12,902 人、自主事業 29,318 人(そば屋 28,665 人、緑化関連販売等 653 人)、その他の来館者 5,387 人となっており、直接、緑化に関連する利用者は 13.3%となっている。

近年、緑化関連の物品販売を伸ばすなど、一定の成果はみられる。また、地域活性化に資する利用も多く見られる。

建物は平成 14 年 7 月供用開始され、講習室、多目的ホール、緑化相談・図書コーナー、屋外菜園・緑化広場などを備えるものと説明されている。しかし、実際に現場に往査したところ、多目的ホールや図書コーナーは、規模や間取りの問題もありほとんど活用されていないが、相談コーナーはある程度利用されているようである。また、屋上の庭園も安全管理上、活発な利用は見込みにくい。講習室については、緑化以外の講習等に比較的活発に利用されている。

屋上から地下に至るまで施設を視察した限り、建物は、隣接する公園の管理事務所としての機能を念頭に建設されものと思わざるを得ない。緑化活動や集客に活用するには、全体の規模や構造、間取りや空調の配置等、中途半端である。

(2) 収支の状況について

平成 24 年度の収支実績は、自主事業の収入が前期比 2,440 千円増となる 4,582 千円となるなど、前期比 831 千円の増益となり、指定管理者 3 年目にして初めて 275 千円の黒字を達成した。緑化関連品の販売事業に注力したことが奏功し、売上原価の増加や運営強化を図ったことによる人件費増を吸収している。

このように指定管理者による運営努力は認められるものの、指定管理料 6,740 千円はもちろん、施設賃貸料収入 1,165 千円もほぼ固定化しているため、増収余力は限られ、固定費を賄うのもなかなか困難を伴う収益環境にある。

施設賃貸料収入については、那覇市緑化センター条例に定める料金を収益しているため、増収にも自ずと限界がある。しかし、緑化あるいは緑化以外の講習会の活動機会の増加を図ることで、ある程度の増収を図ることは可能である。また、市民の交流活動を促し、緑化推進や地域の活性化に寄与するものであるから、たとえ収益性が低いとして

も容認される場所である。

一方、利用客の多さがひととき目立つ飲食店（沖縄そば屋）について、同じく条例による使用料を収受しているため、どの様に活況を呈しようとも、緑化センターにとっては固定的な収益にとどまる。講習会等による市民活動とは異なり、飲食店の利用客は、食事を終えると緑化センターの活動に何ら係ることなく、そのまま帰ることがほとんどである。たとえ市が低い賃料しか得られなくても、飲食の利用客が緑化センターの本来的業務につながり、地域の活性化に寄与するのであればまだしも、これでは飲食店の経営に有利に働くだけであり、低い賃料のままでよしとする意義がわかりづらい。

平成 24 年度の自主事業その他の利用者について月次の推移をみると、下表に示すとおりである。緑化相談等にくらべ、食堂利用者の多さは歴然としている。

平成24年度 自主事業その他の利用者 内訳別月次推移

(単位:人)

期間	自主事業の利用者			講座利用以外の来館者数			合計
	食堂(そば屋)	その他	計	緑化相談	その他	計	
H24.4月	2,429	36	2,465	17	557	574	3,039
H24.5月	2,679	18	2,697	21	505	526	3,223
H24.6月	2,198	40	2,238	14	497	511	2,749
H24.7月	2,397	21	2,418	23	373	396	2,814
H24.8月	2,242	184	2,426	30	339	369	2,795
H24.9月	2,429	44	2,473	44	240	284	2,757
H24.10月	2,586	37	2,623	38	346	384	3,007
H24.11月	2,353	63	2,416	42	391	433	2,849
H24.12月	2,495	32	2,527	43	526	569	3,096
H25.1月	2,069	61	2,130	40	274	314	2,444
H25.2月	2,168	48	2,216	43	967	1,010	3,226
H25.3月	2,620	69	2,689	36	372	408	3,097
年度計	28,665	653	29,318	391	5,387	5,778	35,096

【意見】

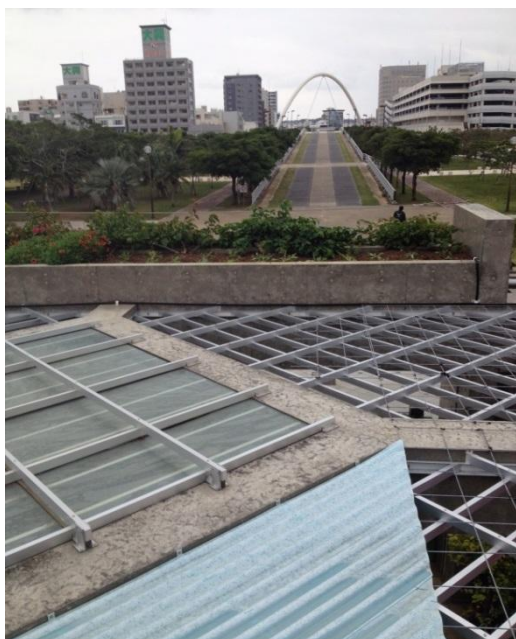
那覇市緑化センターは、施設の規模や特性から、緑化推進に限った市民の利用を拡大させていくのは容易ではない。緑化に係る市民のニーズも限られているため、建物の改築まで行うのは現実的ではなく、与えられた環境のもとで、物品販売など自主事業の拡大で緑化推進に貢献する一方、市民の需要ある多様な講習会など、地域の活性化も図る地道な努力が、引き続き求められる。

ところで飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部店の収益に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。大半の利用客は店で昼食を済ますだけであり、センターで実施している講習会や催しなどと異なり、緑化推進はもとより地域の活性化の趣旨とは異なるように思われる。

もちろん、条例の改定を必要とするため直ちに実行可能なものではない。しかし、低

廉な賃借料により特定の事業者の利益をいたずらに保護するよりも、その収益の一部をセンターへ還元させ、緑化推進又は地域活性化に役立てる方が、はるかに公の施設の目的にかなうものと思われる。

飲食店を誰が経営するかは、指定管理者に決める権限がある。仮に、使用料に係る条例を改定し賃料をあげることが難しいのであれば、緑化センターの損益を改善するために、自ら飲食店の経営を行うことも考えられる。その際、飲食店の損益の状況は、当然自主事業として明らかにされなければならない。獲得された自主事業の利益は、指定管理者を務める法人の利益に単純に帰することなく、緑化センターの目的である、緑化推進又は地域の活性化に活用することが、指定管理者の役割として強く期待される。



緑化センターの屋上である。屋上緑化部分もあるが、元々、そのような機能で設置された建物ではないと思われるので、実際に屋上で緑化を觀賞する場合は、不便で危険な個所もある。